

北アルプス広域連合議会平成30年2月定例会議事日程（第1号）

平成30年2月14日（水）

午前10時開議

大町市議会棟

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 広域連合長あいさつ

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

報告第1号 専決処分の報告について

専第21号 平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）

報告第2号 専決処分の報告について

専第22号 平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）

報告第3号 専決処分の報告について

専第23号 平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

報告第4号 専決処分の報告について

専第24号 平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業会計補正予算（第3号）

議案第1号 長野県町村公平委員会共同設置規則の一部改正について

議案第2号 財産の取得について

議案第3号 財産の取得について

議案第4号 北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 北アルプス広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について

議案第7号 北アルプス広域連合一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例制定について

議案第8号 北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第9号 北アルプス広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第11号 北アルプス広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）

- 議案第 14 号 平成 29 年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正
予算 (第 4 号)
- 議案第 15 号 平成 29 年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 議案第 16 号 平成 29 年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正
予算 (第 2 号)
- 議案第 17 号 平成 29 年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予
算 (第 4 号)
- 議案第 18 号 平成 30 年度北アルプス広域連合一般会計予算
- 議案第 19 号 平成 30 年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 議案第 20 号 平成 30 年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第 21 号 平成 30 年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算
- 議案第 22 号 平成 30 年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 30 年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算

北アルプス広域連合議会平成30年2月定例会議事日程（第2号）

平成30年2月15日（木）

午前10時開議

大町市議会棟

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

議案第1号 長野県町村公平委員会共同設置規約の一部改正について
議案第2号 財産の取得について
議案第3号 財産の取得について
議案第4号 北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第5号 北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第6号 北アルプス広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について
議案第7号 北アルプス広域連合一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例制定について

総務常任委員長 北澤禎二郎

議案第8号 北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第9号 北アルプス広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第10号 北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
議案第11号 北アルプス広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第12号 北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

福祉常任委員長 横澤かつ子

議案第13号 平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）

総務常任委員長 北澤禎二郎

福祉常任委員長 横澤かつ子

議案第16号 平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）

総務常任委員長 北澤禎二郎

議案第14号 平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第17号 平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計 補正予算（第4号）

福祉常任委員長 横澤かつ子

議案第 18 号 平成 30 年度北アルプス広域連合一般会計予算
総務常任委員長 北澤禎二郎
福祉常任委員長 横澤かつ子

議案第 19 号 平成 30 年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
議案第 22 号 平成 30 年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算
総務常任委員長 北澤禎二郎

議案第 20 号 平成 30 年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 21 号 平成 30 年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算
議案第 23 号 平成 30 年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算
福祉常任委員長 横澤かつ子

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	勝野 富男	7	大厩 富義	13	梨子田 長生
2	高橋 正	8	那須 博天	14	北澤 禎二郎
3	佐藤 浩樹	9	和澤 忠志	15	津滝 俊幸
4	大和 幸久	10	薄井 孝彦	16	篠崎 久美子
5	松島 吉子	11	白澤 富貴子	17	北村 利幸
6	二條 孝夫	12	佐藤 節子	18	横澤 かつ子

正・副連合長、広域連合出席職員名簿

役 職	所 属	氏 名
広域連合長	大町市長	牛越 徹
副広域連合長	池田町長	甕 聖章
〃	松川村長	平林 明人
〃	白馬村長	下川 正剛
〃	小谷村長	松本 久志
広域連合職員	会計管理者(大町市会計管理者)	村山 司
〃	事務局長	上野 法之
〃	消防長	細川 隆
〃	消防本部総務課長兼庶務係長	降旗 寛次
〃	消防本部総務課長補佐兼警防係長	郷津 純治
〃	消防本部総務課長補佐兼予防係長	勝野 一徳
〃	総務課長	新井 和男
〃	総務課長補佐	小川 浩幸
〃	総務係長	西澤 喜吉
〃	総務課施設整備推進係長施設整備推進担当	鷺澤 久志
〃	総務課施設整備推進係長住民との協働担当	小平 由美子
〃	総務課土木振興係長	北澤 尚泰
〃	介護福祉課長	西山 孝
〃	介護福祉課長補佐兼庶務係長	大塚 裕明
〃	介護福祉課審査係長	北澤 晴美
〃	鹿島荘所長	丸山 純生
〃	虹の家事務長	田中 博充
〃	会計係長	栗林 幸夫
〃	議会事務局(記録)	西澤 崇
〃	〃	蒔苗 剛
〃	議会事務局	望月 晶美

平成30年 2月14日

開会 午前10時00分

○議長（勝野富男君） おはようございます。ただいまから、平成30年北アルプス広域連合議会2月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（上野法之君） 報告いたします。正副連合長は全員出席をしております。なお、説明員であります消防本部西沢通信指令室長は、体調不良のため欠席をしております。

以上です。

○議長（勝野富男君） それではこれより、本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（勝野富男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、8番那須博天議員、9番和澤忠志議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」

○議長（勝野富男君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本2月定例会の会期と議会運営につきましては、去る2月7日に議会運営委員会を開催願ひ、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（那須博天君）登壇〕

○議会運営委員長（那須博天君） おはようございます。去る2月7日、議会運営委員会を開催し、本2月定例会の会期日程等について審議をしておりますので、審議の概要についてご報告いたします。

本定例会の会期は、本日2月14日と明日の2日間であります。

本定例会に付議されております案件は、報告案件4件、事件案件3件、条例案件9件、予算案件11件の計27件であります。

各議案につきましては、委員会に付託し、委員会審査を経て委員長報告、質疑、討論を行い、採決を行うことといたします。議会運営委員会では、これを了承しております。

なお、陳情1件の提出がありましたが、この取扱いにつきましては、北アルプス広域連合の申し合わせ基準に基づき協議した結果、審査対象外の内容と判断し、取り扱わないことといたしました。お手元に陳情書の写しを配付してありますので、内容につきましては後ほどご確認

いただければと思います。審議の概要は以上であります。よろしくご賛同の程お願いいたします。

○議長（勝野富男君） ただいまの議会運営委員長報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日2月14日から明日2月15日までの2日間とし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日と明日の2日間と決定をいたしました。

日程第3 広域連合長のあいさつ

○議長（勝野富男君） 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。本日、ここに広域連合議会2月定例会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には何かとご多用の中にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新年度の地方財政計画では、地方交付税は本年度より約3,200億円減額し、1兆685億円とされました。交付税のいわゆる出口ベースでの減額は、平成25年度以来6年連続であります。その要因を景気回復に伴う地方税の増収が見込まれるためとしております。しかしながら、当地域におきましては、なお景気回復の実感に乏しく、一日も早く力強い回復の手応えが感じられるよう、経済情勢の早期改善を願うところでございます。

先月22日に、3回目となります北アルプス地域戦略会議が開催され、県の「しあわせ信州創造プラン」の次の計画となります総合5か年計画の大北地域編「北アルプス地域計画」の策定案に関しまして、現状と取組みについて説明がありました。この中では、当地域の目指す姿として、「北アルプス地域に暮らす人誰もが自信と誇りを持ち、訪れる人すべてが感動と喜びを実感できる地域をめざす」とし、美しい自然環境や農業、観光基盤など、地域の強みを最大限に活かした地域づくりに取り組んでいくこととしております。今月中には計画案が公表され、県議会に提出することとされております。

広域連合といたしましても、計画策定の動向を注視しつつ、地域振興局をはじめ、県の機関とのいっそうの連携を図ってまいります。

さて、韓国ピョンチャンでは、先週9日に冬季オリンピックが開幕し、連日、白熱した競技により大きな盛り上がりを見せております。日本選手団として、当大北地域からも白馬村出身のスキージャンプ複合の渡部暁斗選手と善斗選手の兄弟や、ハーフパイプの渡部由梨恵選手、モーグルの西伸幸選手が出場し、その活躍がおおいに期待されております。選手の皆さん

がこれまで培った最高の技術を最大限に発揮し、多くの皆さんが期待されるとおりの大きな成果に繋がりますよう、ふるさとからの応援に力を尽くしてまいります。

広域連合の新年度予算につきましては、副市町村長会議や市町村財政担当課長会議における精査のうえ、正副連合長による協議を経て編成いたしました。

一般会計予算は、一般廃棄物処理施設北アルプスエコパークの建設が完了いたしますことなどから、総額は23億1,816万円余となり、前年度比55.4パーセントの大幅な減少となっております。

特別会計におきましては、5会計で総額72億5,820万円余を計上しており、前年度比2.8パーセントの減少となりました。

以下、当面する主な事業の取組状況と新年度の主な施策の概要につきまして、順次、ご説明申し上げます。

はじめに、北アルプス連携自立圏事業について申し上げます。

これまで、平成28年度にスタートしました福祉、移住交流、若者交流・結婚支援など4つの分野に加え、本年度からは就労支援をはじめ広域観光、健康づくり、公共施設の利用促進の4分野4事業に加え、8分野17事業に取り組んでおります。

本年度開始いたしました4つの事業の主な状況は、就労支援につきましては、ハローワーク等と連携して開催した新規学卒者等を対象とする企業説明会では、新聞に広告を掲載するなどして周知を図り、高校生を含む来春卒業予定者71人と地元企業27社の参加のもと、圏域内への就職に向けた面談を実施いたしました。

広域観光につきましては、信州まつもと空港を利用した当圏域への旅行商品を造成し催行する旅行会社に対し、広告宣伝費や商品造成に要する経費の一部を助成する制度を創設し、九州の旅行会社が参加する商談会において観光資源の魅力をPRして、新たな旅行企画の立案の要請活動を実施いたしました。また、旅行会社を個別に訪問し助成制度を売り込む営業活動を展開したところ、紅葉を巡る6本、61人のツアーが既に実施され、さらにこの冬、数百人規模のスキーツアーの催行が予定されております。

健康づくりの分野では、9月に白馬村で子宮頸がん検診の啓発をテーマに、また、11月には大町市で糖尿病予防をテーマにそれぞれ講演会を開催し、各市町村から合わせて126人の参加があり、受講者からは食生活や運動など今後の日常生活の中で実践したいとの声が聞かれました。

公共施設の利用促進につきましては、昨年10月1日から5市町村の公共図書館の相互利用を開始し、この3か月で相互利用を希望される方76人に新規にカードを発行しております。

新年度では、広域連合が主体となり圏域市町村との調整を図り協議を進めた結果、新たに認知症の方やその家族の早期支援を行う医療、介護の専門職による「認知症初期集中支援チーム」の設置、運営と、幼児期の視覚異常の早期発見に資する未就学児に対する「眼科屈折検査」の2事業に加え、合わせて8分野19事業に取り組むこととしております。

次に、一般廃棄物処理施設整備の進捗について申し上げます。

北アルプスエコパークでは、来週19日に施設の受電を開始し、各設備の作動の確認や調整など試運転に向けた準備を進めることとしており、また、来月26日には、大町市の可燃ごみ

を受け入れ、7月末まで試運転を実施してまいります。

また、試運転に向け、先月9日には、焼却施設の運転管理を行う一般廃棄物処理施設維持管理業務の入札を行い、テスコ株式会社が1億4,526万円で落札し、16日に平成31年度までの長期継続契約を締結いたしました。今後、順次運転員などが配置され、試運転を通じて教育訓練を実施することとしております。

リサイクル施設の整備では、大町市が手続きを進めておりました、大町市リサイクルパークの交付金に係る財産処分が、先月31日に承認されたことを受け、今月1日に市から施設の無償譲渡を受けるとともに、土地の使用貸借契約を締結いたしました。なお、財産処分の承認を受け改修工事を新年度に繰り越して行うため、本定例会に提案いたしました補正予算に繰越明許費を計上しております。

本年は、いよいよごみ処理広域化元年を迎えることとなり、引き続き北アルプスエコパークの残された建設工事の進捗を図りますとともに、8月の一般廃棄物の広域処理が円滑に開始できますよう、3市村の住民の皆様への積極的な情報提供に努めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

昨年中の火災件数は、前年と同じ15件となり、このうち住宅等の建物火災は12件で、1人が亡くなられ、3の方が負傷しました。火災や自然災害の発生から人的被害の軽減を図るため、管内各地で実施しております防災訓練には多くの地域住民にご参加いただいております。今後も引き続き地域防災力のさらなる向上に努めてまいります。

救急出動件数は3,516件で、平成25年以降毎年3,000件を超える状況が続く中、ついに3,500件を超える事態となりました。これを受け、住民の皆様に対し救急車の適正利用の啓発や、救急車が到着するまでにできる応急処置等の普及に努めてまいります。

また、地域住民の救命率の向上を図るため、迅速・確実な救急活動を実施するとともに、ドクターヘリ、ドクターカーの効果的な活用など、関係機関との協力体制を、いっそう強化してまいります。

なお、計画的に資機材の整備を図るため、大町消防署に配備しております高規格救急車を更新することとし、所要額を新年度予算に計上いたしております。

また、本年度実施しました消防本部庁舎の防水塗装工事につきましては、昨年末をもって滞りなく完了いたしました。

次に、介護老人保健施設「虹の家」について申し上げます。

本年度の入所利用者は、今月1日現在、延べ15,027人、1日平均49.1人で、利用率は98.3パーセントとなっており、通所利用者は、延べ3,959人、1日平均18.9人で、利用率は98.2パーセントとなりました。昨年同期と比較しますと、入所利用者は808人、5.7パーセントの増、通所利用者は362人、10.1パーセントの増となっております。通所サービスでは先月から施設基準の利用定員を4人増の24人とし、多くの利用希望に応える態勢といたしました。

なお、先月中旬に施設利用者、職員合せ10数人がインフルエンザに罹患し、新規の入所者受け入れを10日間見合わせました。

今後も感染症の予防等、施設の安全管理に万全を期し、いっそうの利用の充実、向上に努め

ますとともに、看護と医学的な管理下における介護老人保健施設の適切な運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支えあう仕組みとして、平成12年度にスタートし、以来18年が経過しようとしております。この間、介護保険制度は住民の皆様に、必要不可欠な制度として定着してまいりました。

日常生活で介護保険サービスを必要とする要介護認定を受けた方は、発足当初の1,747名から昨年度では3,519名と約2倍に、また、保険給付費は21億4千万円から60億6千万円と、約2.8倍に増加いたしました。

介護保険の円滑な運営を目的に、3年ごとに策定しております介護保険事業計画につきましては、第7期事業計画の策定作業を進めてまいりましたが、このほど計画が取りまとめられ、今月2日に介護保険事業計画作成委員会横澤賢樹委員長より、報告書を提出いただきました。

第7期事業計画における平成30年度から32年度の3年間の保険給付費の総額は、202億9,400万円余と推計しておりますが、本格的な人口減少時代を迎える中、介護保険料をご負担いただく65歳以上の第1号被保険者数も、第7期計画期間中には減少に転じることが予測されております。このため、保険給付費を賄う65歳以上の方の保険料につきましては、標準月額で200円の増額改定をお願いしなければならない状況となっており、本定例会に介護保険条例の一部改正を上程いたしました。

また、今月下旬から介護保険事業計画の住民説明会を各市町村で開催いたしますほか、ホームページや広報誌への掲載など、住民の皆様に計画の内容や制度改正、保険料の改定につきましてご理解をお願いしてまいります。今後も丁寧な説明に心がけ、将来に向け安定的な介護保険制度の運営にご理解いただけるよう努めてまいります。

介護保険の制度改正に伴い、保険者の果たすべき役割は、年々増大してきております。新年度からは、今まで県が所管しておりました、居宅介護支援事業所の指定等の権限が各保険者に委譲されることとなり、このため、当広域連合におきましても関係する条例の制定及び一部改正案を上程いたしております。

今後も引き続き、第7期事業計画に定める事業内容に沿い、住民の皆様が安心して介護を受けられる体制の維持、向上に力を尽くしてまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘の措置入所者につきましては、死亡等による退所により、本年度後半におきましても50人の定員を下回る状況が続いておりましたが、圏域市町村との調整を図り、今月1日までに定員を回復することができました。入所者の高齢化に伴い、今後も退所が予測されますことから、引き続き市町村との連携強化に努めてまいります。

ひだまりの家では、入所定員の9人が入所しておりますが、待機者の状況の把握に努め、退所時における入所の円滑な対応を図っております。

鹿島荘及びひだまりの家は、いずれも入所者の高齢化がいつそう進んでおりますため、インフルエンザ等、冬期間の感染症対策をはじめ、衛生管理及び安全管理に十分な注意を払い、明るい家庭的環境のもとで日常生活を営むことができますよう努めますとともに、入所者の確保

に取り組んでまいります。

以上、主な事業の取組状況について申し上げます。今後も引き続き、圏域の発展と住民福祉の増進に取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、報告案件4件、事件案件3件、条例案件9件、予算案件11件の合計27件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際に説明いたしますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」

○議長（勝野富男君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決」を行います。

報告第1号から報告第4号までは、平成29年人事院勧告に伴う人件費補正が主な内容であります。

この取扱いについてお諮りいたします。

報告第1号から報告第4号までを一括して議題とし、順次説明を受けた後、各報告についてそれぞれ質疑及び採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってそのように取り扱ってまいります。

報告第1号から報告第4号までの4報告について、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました専第21号平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第4号）、専第22号平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）、専第23号平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、専第24号平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、平成29年12月19日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものでございます。

今年度の人事院勧告に伴い、給料の平均0.2パーセントと賞与0.1月分の増額改定が行われ、広域連合が準拠する大町市の職員の給与条例の改正が議決されたことを受け、年内支給を行うため、12月19日付けで専決補正を行ったものでございます。

まず、報告第1号一般会計では、歳出のみの補正で、予算の総額に変更はございません。

6ページの歳出をご覧ください。

款2、項1、目1一般管理費50万3千円の増は、節2給料、節3職員手当等、節4共済費で人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員8名分でございます。

款4、項1、目2ごみ処理広域化推進費9万9千円の増は、同じく職員2名分でございます。

款5、項1、目1常備消防費452万8千円の増は、同じく職員89名分でございます。

款6、項1、目1土木事業費10万円の増は、同じく職員2名分でございます。

款 8 予備費 5 2 3 万円を減額し、財源としております。

8 ページからは、給与費明細書でございます。

次に、報告第 2 号介護老人保健施設事業特別会計では、同様に歳出のみの補正でございます。

6 ページの歳出をご覧ください。

款 1、項 1、目 1 介護老人保健施設事業費 9 7 万 6 千円の増は、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員 1 2 名分でございます。節 1 3 委託料は、施設運営委託料の増で、大町病院から配置されております理学療法士 3 名、看護師 6 名に係る人事院勧告に伴う給与費相当額となっております。

款 2 予備費 9 7 万 6 千円を減額し、財源としたものでございます。

8 ページからは、給与費明細書でございます。

次に、報告第 3 号介護保険事業特別会計では、同様に歳出のみの補正でございます。

6 ページの歳出をご覧ください。

款 1、項 1、目 1 一般管理費 3 7 万 1 千円の増は、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増であり、職員 7 名分でございます。

款 6 予備費 3 7 万 1 千円を減額し、財源としたものでございます。

8 ページからは、給与費明細書でございます。

次に、報告第 4 号老人福祉施設等事業特別会計でございますが、同様に歳出のみの補正でございます。

6 ページの歳出をご覧ください。

款 1、項 1、目 1 管理費 3 9 万 7 千円の増、及び項 2、目 1 ひだまりの家管理費 5 万 3 千円の増は、いずれも節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、人事院勧告に伴う人件費の増で、職員 1 0 名分であります。

款 3 予備費 4 5 万円を減額し、財源としたものでございます。

8 ページからは、給与費明細書でございます。

以上、報告第 1 号から報告第 4 号まで、併せてご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。

はじめに、報告第 1 号についてご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第 1 号を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第 1 号「平成 2 9 年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第 4 号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第 2 号についてご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第2号を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第2号「平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第3号についてご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第3号を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第3号「平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第4号についてご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第4号を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第4号「平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第3号)」は、報告どおり承認されました。

次に、議案第1号「長野県町村公平委員会共同設置規約の一部改正について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました議案第1号長野県町村公平委員会共同設置規約の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付してあります議案説明資料も併せてご覧ください。

この度の長野県町村公平委員会共同設置規約の変更につきましては、平成30年4月1日付で「白馬山麓環境施設組合」が「白馬山麓事務組合」に名称変更することから、地方自治法第252条の7 第2項の規定により、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を変更するため、同条第3項の規定により構成団体の議会議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第2号「財産の取得について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました議案第2号 財産の取得につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例により、その例とされる大町市議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2千万円以上の財産取得の場合、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

お配りしてあります議案説明資料も併せてご覧ください。

本年8月に予定されているごみ処理広域化の業務開始に向け、白馬村から可燃ごみを運搬する一般廃棄物運搬車両につきまして、新規に整備を行うものであり、取得物件は、計量器付塵芥収集車2台でございます。

契約方法は、指名競争入札として21者を指名し、昨年12月25日に入札を行いました。その結果、2,393万1千924円で、いすゞ自動車中部株式会社松本支店と12月28日付で仮契約を締結しております。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

薄井孝彦議員。

○10番(薄井孝彦君) 予定価格に対する落札率は何パーセントだったんでしょうか。

○議長(勝野富男君) 施設整備推進係長

○施設整備推進係長(鷺澤久志君) 落札率ですが、74.8パーセントとなっております。

○議長(勝野富男君) 他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第3号「財産の取得について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(上野法之君)登壇]

○事務局長(上野法之君) ただいま議題となりました議案第3号財産の取得につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例により、その例とされる大町市議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2千万円以上の財産取得の場合、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

お配りしてあります議案説明資料も併せてご覧ください。

本年8月に予定されているごみ処理広域化の業務開始に向け、北アルプスエコパークから大町市のグリーンパークへ焼却残渣を運搬する車両につきまして、新規に整備を行うものであり、取得物件は、焼却灰運搬車2台でございます。

契約方法は、指名競争入札として21者を指名し、昨年12月25日に入札を行いました。その結果、1,277万404円で、いすゞ自動車中部株式会社松本支店と12月28日付で仮契約を締結しております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

薄井孝彦議員。

○10番（薄井孝彦君） 予定価格に対する落札率は何パーセントを教えてください。

○議長（勝野富男君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（鷲澤久志君） 落札率ですが、56パーセントとなっております。

○議長（勝野富男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第4号「北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第4号北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付いたしました議案説明資料の新旧対照表も併せてご覧ください。

今回の改正は、条例定数に定める職員の定義を明確にするとともに、一般廃棄物処理に係る業務の増加に伴う事務部局の定数の増と、附則第2項で定数の特例として定数外としていた消防職員を、本則の定数に含むように改正するものが主なものでございます。

第1条では、広域連合職員を一般職の常勤職員に改め、嘱託職員及び臨時職員は定数に含まないこと、また、広域連合に派遣された職員には、相互派遣研修により派遣された職員を含まないことを明記したものでございます。

第2条では、改正前は広域連合全体の定数を定め、その内書きとして消防職員の定数を定めておりましたが、改正後は、事務部局と消防職員それぞれに定数を定め、消防職員については、附則により定数外としておりました他の地方公共団体に派遣する消防職員及び初任教育中の消防職員を、本則の消防職員の定数に含むものとしたものでございます。

第2条の第2項として、長期間にわたり勤務に就かない、休職者、育児休業者並びに他の地方公共団体の兼任者及び併任者は、定数外としております。これにより、現在は育児休業等長期にわたり勤務に就かない職員の代替は臨時職員を基本としておりますが、該当する職員が複数となった場合など、業務に支障を来すおそれが考えられますことから、定数外とすること

により、市町村からの派遣や定年退職者の前倒し採用等による正規職員の補充が可能となるように追加したものでございます。

第3項として、休職者の復職又は育児休業者の復帰の時期もさまざまとなることから年度途中での復職等により一時的に定数を超えることとなった場合は、定数を超えないようになるまでの間、定数外とする規定を追加したものでございます。

附則第2項は、定数外とする消防職員の特例を、本則の定数に含むこととするため、削除するものでございます。

なお、施行日は、本年4月1日としております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議のうへご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第5号「北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（細川隆君）登壇〕

○消防長（細川隆君） ただいま議題となりました議案第5号 北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付いたしました議案説明資料1ページをご覧ください。

今回、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正が行われ、人件費単価又は物価水準の変動に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務等に係る手数料の標準額について、改定が行われました。

この政令の改定に伴い、当広域連合手数料条例のうち、消防法第11条に規定する危険物施設に係る手数料が該当することから、改正を行うものでございます。

なお、改正の対象は議案説明資料2、3ページに記載の危険物の貯蔵等に係る大規模な施設の設置に係るものであり、当広域連合管内では、既存の大規模施設もなく、また、現在までのところ新たに大規模施設を設置する計画もございません。施行日は、本年4月1日としております。

以上、説明申し上げますが、ご審議のうへご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第6号「北アルプス広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました、議案第6号北アルプス広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付いたしました、議案説明資料をあわせてご覧ください。

今回の条例制定につきましては、本年8月に予定しておりますごみ処理広域化の業務開始に伴い、廃棄物の処理に関して必要な事項を定めるもので、8月までに新たな指定ごみ袋の製作などを行う必要がありますことから、このたび条例の新設を行うものでございます。

第1条では目的、第2条では用語の意義を定義し、第3条では一般廃棄物の処理計画について定めております。

第4条では、廃棄物の処理手数料の額及び納付の方法、第5条では一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の範囲、第6条では一般廃棄物処理施設に配置する技術管理者の資格を定めております。

第7条では、広域連合長に対する委任の規定を定めております。

附則第1項では、施行期日を本年8月1日とし、附則第2項では準備行為として、この条例の施行日前においても、指定ごみ袋に関する必要な行為ができるものとしております。

附則第3項では経過措置として、これまで指定ごみ袋の販売価格を処理手数料として徴収していた白馬村、小谷村及び白馬山麓清掃センターの指定ごみ袋につきまして、平成32年7月31日まで引き続き使用できるものとしております。

なお、大町市の指定ごみ袋につきましては、処理手数料を収入証紙により徴収しておりますことから、後ほどご説明申し上げます、北アルプス広域連合一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例におきまして、同様の経過措置としております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第7号「北アルプス広域連合 一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました、議案第7号北アルプス広域連合 一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付いたしました、議案説明資料をあわせてご覧ください。

今回の条例制定につきましては、本年8月に予定しておりますごみ処理広域化の業務開始に伴い、広域連合が徴収する処理手数料のうち、指定ごみ袋を用いて証紙により徴収する処理手数料の収入の方法等に関して必要な事項を定めるもので、8月までに新たな指定ごみ袋の製作を行う必要がありますことから、このたび条例の新設を行うものでございます。

第1条では趣旨、第2条では、証紙の種類を13円、20円、30円、60円証紙とし、証紙の形式は規則で定めることとしております。

第3条では証紙による納付の方法、第4条では領収書の不発行、第5条では証紙の無効、第6条では証紙の返還等に関する事項を定めております。

第7条では証紙の売りさばき人に関する事項、第8条では証紙の売却価格を定めております。

第9条では売りさばき人の指定の取消申請を、第10条では証紙の交換等の申請を定めております。

第11条では、広域連合長に対する委任の規定を定めております。

附則第1項では、施行期日を本年3月1日としております。

附則第2項では、経過措置として、大町市の条例に基づき発行された証紙は、平成32年7月31日まで、この条例に基づき発行されたものとみなすとしております。

以上ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4の途中でありますので、11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（勝野富男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第8号「北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第8号北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

第7期介護保険事業計画では、3年間の保険給付費の総額は、202億9千4百万円余が必要と見込んでおります。65歳以上の方に保険料負担をお願いしなければならない額はその23パーセントとなり、高齢者人口や保険料負担の階層区別の試算、保険料収納率等の推計から、月額6,002円が必要額となります。しかし、介護給付準備基金の取り崩し2億2,250万円を充当することで、介護保険料標準月額を5,700円、年額6万8,400円として、条例改正を行うものでございます。

お手元に配付いたしました、議案説明資料の新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正後となります。

第6条保険料率でございますが、基準額は第5号、階層区分では第5段階、現行年額66,000円でございますが、改定後は年額68,400円としております。

各保険料段階の保険料は、この基準額に各負担割合を乗じた額となります。

第6条の第3項及び第4項は、介護保険法施行規則の改正に伴い、それぞれの段階を区分す

る合計所得金額の改正をするものでございます。

第20条は罰則の規定であります。介護保険法の改正に対応したものととなります。質問検査権について、第2号被保険者の配偶者や第2号被保険者の属する世帯の世帯主等も、その対象となるよう範囲が拡大されたことに伴い改正するものでございます。

なお、施行日は本年4月1日からとしております。

以上ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第9号「北アルプス広域連合 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第9号北アルプス広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正の主な内容は、平成29年の介護保険法の改正で共生型サービスが創設され、介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくするためのものであります。これを受けまして、地域密着型サービスにおいては、「共生型地域密着型通所介護」が新設され、その基本方針については条例で定め、その他の基準については、これまでと同様、規則において定めることとしています。

お配りしてあります議案説明資料も合わせてご覧ください。

第1条の趣旨では、介護保険法の改正に基づく条項を追加し、第6条では、指定地域密着型通所介護の基本方針を、第7条では、共生型地域密着型通所介護の基本方針を、第8条では、指定療養型通所介護の基本方針を、それぞれ国の基準省令に合わせて規定し、これ以下の条を繰り下げております。

施行日につきましては、本年4月1日からとしております。

以上ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第10号「北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第10号北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成26年の介護保険法の改正において、保険者機能の強化の観点から、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から保険者に移譲し、本年4月1日に施行されることによるものでございます。このため、居宅介護支援等の事業の人員や運営基準等について、新たに条例で定めるものでございます。

なお、指定居宅介護支援等の事業とは、要介護1から要介護5と認定された方の在宅のサービス計画を作成する事業です。

第1条では趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条では事業を行う者の資格要件を、第4条以下は基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、基準該当居宅介護支援に関する基準について定めており、これまでの県の条例および施行規則と同様の内容に加え、本年4月1日付で改正されます国の基準省令の改正内容を反映したものとなっております。第16条には委任規定を定めており、具体的な運営の実務に関しては規則で定めることとしております。

附則として、施行期日は本年4月1日からとしており、経過措置として第6条第2項に規定する管理者は、主任介護支援専門員としておりますが、国の基準省令と同様に、平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員を管理者とすることができることとしております。

お配りしてあります議案説明資料をご覧ください。

運営の実務に関する規則でございます。

第1章総則では趣旨と定義を、第2章では人員に関する基準を、第3章運営に関する基準では第4条から9ページ第22条までを規定しております。第4章は基準該当居宅介護支援に関する基準を規定しており、この規則は条例と同様に、本年4月1日から施行することとしております。

以上ご説明を申し上げましたが、ご審議のうへご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第11号「北アルプス広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第11号北アルプス広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の基準省令の改正に伴い、介護予防支援等の事業の人員や運営基準等について関係部分を改めるものでございます。

指定介護予防支援等の事業とは、要支援1及び要支援2と認定された方を対象としたサービ

ス計画を作成する事業で、市町村に設置されている地域包括支援センターが中心となって、この事業を行っております。

お配りしてあります議案説明資料の新旧対照表も併せてご覧ください。

基本方針のうち、第4条第4項に、「指定事業者の障がい福祉の相談支援事業者との連携」を追加し、運営に関する基準のうち第7条第2項に、「指定事業者が、利用者への複数のサービス事業者の紹介」を追加するものでございます。

施行日につきましては、本年4月1日からとしております。

以上ご説明を申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第12号「北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第12号北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価については、国の定める単価以下で保険者において定めることとされておりますことから、介護保険給付のサービスと同様に、介護予防・日常生活支援総合事業についても、事業者が円滑なサービスの提供体制を維持できるよう、第7期計画期間においても介護職員処遇改善加算の算定を継続するものでございます。

お手元に配付してあります、議案説明資料の新旧対照表をご覧ください。

別表2に定めるサービス事業のうち、訪問型サービス事業につきましては、訪問型サービス相当事業の2ページ注8と、訪問型サービスA型事業の3ページ注1を、通所型サービス事業につきましては、通所型サービス相当事業の5ページ注7と、通所型サービスA型事業の6ページ注1に係る介護職員処遇改善加算の算定の適用年限を、それぞれ平成30年3月利用分から平成33年3月利用分までに延長するものでございます。

なお、施行日につきましては本年4月1日としております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第13号「29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第13号平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,585万6千円を減額し、総額を50億4,908万8千円とするものでございます。

第2条の繰越明許費でございますが、4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費は、大町リサイクル施設改修工事にあたり、大町市の既存施設の交付金に係る財産処分の承認日が先月31日となり、年度内に工事が完了できない見込みとなりましたことから、大町リサイクル施設改修事業費の全額を繰り越すものでございます。

また、環境測定稼働前調査の井水の水質調査におきまして、井水の汲み上げに必要な電力の受電が、建設工事の進捗に伴い、今月19日に変更となり、年度内に調査結果の取りまとめが困難となりましたことから、環境測定稼働前調査事業費の一部を繰り越すものでございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1市町村負担金9,333万1千円の減は、各事業費の確定によるものが主なものになります。広域経常費は、節2給料節3職員手当等、節13委託料と節18備品購入費の事業確定による減。ごみ処理広域化推進費は節13委託料の事業確定による減でございます。

款3、項1、目1循環型社会形成推進交付金7,796万8千円の増は、本年度の交付金の交付見込額の確定によるものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。

款2、項1、目1一般管理費488万8千円の減は、節2給料、節3職員手当は休職職員1名分のもの、節7賃金は臨時職員1名分のもの、節13委託料は公会計制度に係る財務書類作成委託料の入札差金と節18備品購入費の公用車購入の入札差金でございます。

目3情報化推進費50万8千円の減は、戸籍情報システムほかのハウジング維持経費の実績見込みによるものでございます。

款3、項1、目4高齢者福祉費の56万3千円の減は、介護保険料軽減対象者の確定に伴うものでございます。

款4、項1、目2ごみ処理広域化推進費804万6千円の減は、一般廃棄物処理施設運転管理業務など事業費の確定に伴い、節13委託料を減額するものでございます。

款5、項1、目1常備消防費320万6千円の減は、節3職員手当等では、期末勤勉手当等の確定、特殊勤務手当・夜間勤務手当の実績等による減、節7賃金は、臨時職員の減によるもの。節11需用費、節12役務費は実績見込みによるもの、節18備品購入費では、入札差金を減額するものでございます。

款6、項1、目1土木事業費7万3千円の減は、土木事業基金利子の見込みに伴い、積立金を減額するものでございます。

款8予備費は、歳入歳出の調整でございます。

16ページから17ページは給与費明細書でございます。

18ページは補正予算に伴う市町村負担金集計表になっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第14号「平成29年度北アルプス広域連合介護老人保険施設事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第14号平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ100万円を減額し、総額を2億9,454万3千円とするものでございます。

8、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1入所療養介護費収入440万4千円の減は、介護報酬9割分で実績見込みによるもの、項3、目1施設利用料収入426万8千円の増は、自己負担1割分と食費、居住費等の実績見込みによるもの、項4目1特定入所者介護サービス費収入38万3千円の減は、実績見込みによるもの、款4、項1、目1利子及び配当金48万6千円の減は、基金利息の見込みによるもの、款5、項1、目1寄付金4万5千円は明治安田生命様からの寄付金でございます。

10、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1介護老人保健施設事業費は、実績見込み等により196万円を減額するものでございます。

節2給料6万6千円の増、節3職員手当等29万4千円の減、節4共済費15万6千円の減は、育児休業明けの復職調整及び人件費の実績見込みによるもの、節7賃金19万6千円の増は、介護補助員の休日出勤対応等によるもの、節11需用費のうち、燃料費45万円は灯油単価の高騰による増、光熱水費118万4千円の減は、電気・水道等の節減効果によるもの、賄材料費59万8千円の増は、生鮮食品の価格高騰によるもの。医薬材料費85万9千円の増は入所利用者に対する投薬料の増によるものでございます。

節12役務費の手数料68万5千円の増は、建物検査手数料及びシーツクリーニング代等の増によるもの、節13委託料では、大町総合病院から施設運営委託の加配となっている職員の人事異動に伴い90万円の減、産業廃棄物処理委託料とデイサービス送迎運転業務委託料は、実績見込みにより180万円を減額するものでございます。

節14使用料及び賃借料19万8千円の増は、寝具リース代の増によるもの、節18備品購入費75万4千円の減は入札差金等によるものでございます。

款2予備費は、歳入歳出の調整でございます。

12ページは、給与費明細書でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 大きく3点についてお伺いしたいと思います。最初は歳入で入所療養介護費収入の補正額がマイナス440万4千円。一方、施設利用料収入はプラス426万8千円となっています。プラス、マイナスこれらが連動しない理由は何か、説明ください。

2番目は、13節ですけれども、施設運営委託料マイナス270万円とあるが、虹の家の運営に悪影響を与えていないのかどうか、この関連の説明をお願いします。

3番目は、11月議会で事務長等の違法行為について指摘しましたが、その後どのような対処をしてきたのか、説明いただきたいと思います。

以上3点です。

○議長（勝野富男君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長。（西山孝君） ただ今のご質問にお答えいたします。まず1点目の、入所療養介護費収入がマイナス、施設利用料収入はプラス、これらが連動しない理由ということでありまして、入所療養介護費収入いわゆる介護報酬の9割分でございますけれども440万4千円減額の主な要因でありますけれども、入所者の状況が前年よりも5.7パーセント、808人現段階では多く推移している状況であります。しかしながら短期入所の実績見込みが伸びているということがございまして、前回11月の議会で短期入所については増額補正をお願いしたところでございまして、入所療養介護費収入につきましては、当初予算で見込んだ入所者数より減少しているということがございまして、今回減額補正をお願いするものでございます。

また、施設利用料収入につきましては、実績見込みにより説明欄の増額補正をお願いするものであります。入所と短期入所利用料につきましては、自己負担1割分と食費・居住費の実績が伸びたもの。それから通所リハビリでは、この1月より利用定員を20名から24名としたことによる実績見込みの伸びによるものでございます。

次に2点目の歳出の施設運営委託料の悪影響を与えないのかというものでございます。委託料270万円減額のうち、施設運営委託料につきましては90万円の減額であります。この内容につきましては、通所の臨時看護師から昨年10月に退職したいとの申し出がございましたが、急遽の対応として、大町病院からの通所看護師1名を配属いただきました。しかし、臨時看護師の退職の慰留に努めた結果、3月まで勤務可能となったため、この間、通所の看護師2名体制で行っておりまして、病院の異動に併せ今回加配であった分を減額補正したいということでもあります。

3点目、11月以降どのような対処をしてきたかということでもあります。

昨年8月31日には、連合長から事務長に対して、面談を行い、施設運営の秩序回復と職員の信頼回復などを、心に留めて取り組むよう直接指示した部分。10月には、虹の家職員との面談を合わせて3回行いまして、職員の意見や思いなどを直に聞き取り、施設運営の秩序回復に向けた意見交換を行いました。職員会議では、介護福祉課長を同席させること、業務改善委員会では、当面する課題を一つずつ検討しておる状況でございます。業務改善委員会では、

収支の改善に向けた加算ですとか、職員配置等の検討を行ってきておまして、補正予算、新年度予算につきましても、併せて検討、協議を行ってきた状況でございます。懲罰委員会も開催しておまして、これに基づく処分等も行ったところであります。以上でございます。

○議長（勝野富男君） よろしいですか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 懲罰委員会では、どのような検討の経過と結果的な処分はどのように行なわれたか説明をお願いします。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

連合長。

○連合長（牛越徹君） 私から、直接議案に関係無い部分ですので、簡略にご報告申し上げますが、昨年12月に今、課長から答弁ありましたように職員の懲戒委員会という名称でございますが、職員懲戒委員会を開催いたしまして虹の家事務長の越権行為等、不適切な事務執行について審査を行い、その結果の報告があったところでございます。その内容は、地方公務員法第4条の規定により、29条1項の懲戒の対象には該当しない。これは当該職員が嘱託職員であり非常勤特別職であるためでございます。そこで地方自治法附則第9条の規定による地方自治法施行規則規定第13条の1項の懲戒事由には該当するが、懲戒処分に該当するほどの重大な職務上の義務違反、信用失効行為とまでは言えない、訓告が妥当であるという報告に従って処分を行ったものでございます。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 今初めて聞いたのですが、細かい分析ができませんので、これに対する評価は後にしたいと思いますけれども、この間非常に疑問に思っているのが、きちんとした処分が公表されたりしてないということと、こういう経過のなかで昨年11月事務長の独断で職員に対する顛末書の提出強要事件を質問しましたけれども、これは虹の家幹部職員の家族が虹の家の入所者でもあったわけですけども、この入所者の認知症による状態の進行によるカンファレンスの内容に対する虹の家職員に問題があることを理由にして、関係職員に対して事務長が上司の決裁を受けることなく顛末書の提出を強要するパワハラ行為の事件であります。

ところが最近になってこの関連で、平成29年7月7日付け、利用者と家族2名の連名で通所担当者あてに報告書と題する文書が提出され、同日付で虹の家が受け付けをしていることが明らかになりました。その内容は医師や看護師でもなく、利用者の家族の感情を逆撫でした問題行動を真摯に反省して対応と経過を訂正願いたい。また虹の家職員という意識、うんぬんという記述は独善的な判断である。認知症の進行とあるが、誰がいつ認知症病名をつけたのか、教授されたいという内容の記述の文書でございます。これが虹の家で正式に報告書が受付されているという事実がございます。まずこの報告書の問題点は、最近になってこの文書が既成事実化を目的に作成されているのではないかという点であります。この顛末書事件は、私はすべての関係する資料を情報公開請求してきましたが、その時点では、全く存在しない文書であるということでもあります。

2点目は、この利用者の認知症の症状については医師やケアマネの認知症の判断が前提としてあるという事実を全く無視した主張であるということでもあります。虹の家の幹部職員である

にも関わらずこのような経過も考慮もせず職員への対応にクレームを付けること事態が異常な事態であり、あってはならない行為だと私は思うわけですが、この点についての認識を伺いたいと思います。

また、3点目はこの職員は、この情報をどのように知り得たのか、情報公開しなければ知り得ない情報について、知っている事実というのは個人情報の漏えいがあったことを示すものではないかと思えますけれども、この幹部職員の対応をきちんと精査、調査する必要があるかと思えます。

長くこの問題を取り上げましたのは、この顛末書提出の強要事件に対する責任者たる連合長の対応が極めて不十分であるということから、今もってこのような謀略的な文書が出るという事態は、重大だと思えます。速やかな事実関係の評価と改善方策の確立、被害を受けた関係者の方への謝罪と損害賠償、事件関係者に対する処分という一連の対応策を取るべきだと思えます。こういった点について見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（勝野富男君） この点については議案に関係ないと思えますが、もし、答えられるようでしたらお願いをしたいと思います。

連合長。

○連合長（牛越徹君） まず、議長のご指摘のように議案の審議については意見を述べる事が出来ないということですので議員の意見に関する見解は差し控えたいと思えます。なお、議員のご指摘のなかに連合長として十分な対応をしてこなかったという点については、また情報漏えいについては連合長としては、先ほど課長から答弁申し上げたように私自身が何回か虹の家に足を運び意見交換をさせていただきました。そのなかから、できるだけの情報収集には努めさせていただき改善事項があれば口頭でも指示をしたところでございます。また一方、情報の漏えいにつきましては、私共の知り得ない所で様々な職員が苦情を上司、あるいは組織的に対応する以外に、例えば様々な外部の人に相談したり、そうしたところから情報が漏れたと推測するところではございますが、このなかに個人情報が含まれていたかどうかは確認してございません。以上でございます。

○議長（勝野富男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第15号「平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第15号平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、お詫びと訂正を申し上げます。あらかじめ送付した議案に誤りがありました。誤り

の箇所は、歳入では財産収入で基金利子55万6千円の増となっておりますが、45万2千円の減が正しく、歳出では、基金積立金が、5,292万8千円となっておりますが、正しくは5,192万円でございます。誤りはこの2項目であり、他の項目について変更はございませんが、関係する箇所が複数ページにわたるため、正誤表とともに、正しく修正した議案を調製しお配りをしてございます。お詫びして訂正いたしますとともに、お配りした議案をご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、3億5,184万4千円を減額し、総額を66億4,358万2千円とするものでございます。

今回の補正は、事業の給付見込によるものと、公費負担額の交付決定等によるものが主なものでございます。

8ページの歳入をご覧ください。

款1保険料は、収納見込による増額でございます。

給付見込の減額に伴い、款2、項1、目1市町村負担金は、5,064万7千円の減のほか、款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金など、給付見込に伴う公費負担額の交付決定等によるそれぞれの減額でございます。

10ページをご覧ください。

款7財産収入は、基金利息の見込みによる減額でございます。

款8、項1一般会計繰入金は低所得者負担軽減繰入金の見込みによる56万1千円の減、項2介護保険給付準備基金繰入金1億1,607万4千円の減は、国県等の公費負担額の交付決定額との差額を翌年度精算するため保険料として基金に繰り入れるものでございます。

款10諸収入では、交通事故などによる介護サービスの利用者に対するの第三者納付金の確定分を計上するものでございます。

次に、12ページの歳出をご覧ください。

款1総務費21万1千円の減の主なものは、項1、目1一般管理費では、職員の分限休職等に伴う給料、手当等の減と実績見込みによる共済組合負担金の増、公用車の燃料費11万円を増額するものでございます。

項5、目1計画策定委員会費では、第7期介護保険事業計画書等の印刷製本費の32万4千円の増額によるものでございます。

款2保険給付費は、給付見込により3億1,781万4千円の減額を行うものでございます。

このうち、項1、介護サービス等諸費2億4,860万円の減の主なものは、目1居宅介護サービス給付費4,900万円の減は、訪問介護、訪問看護、通所介護サービス等の利用の減によるもの。

目3地域密着型サービス給付費5,400万円の減は、各サービスの給付見込による減でございます。

14ページをご覧ください。

目5施設介護サービス給付費1億4,500万円の減は、老人保健施設の給付見込の減によるものでございます。

16ページをご覧ください。

項2介護予防サービス等諸費532万4千円の減の主なもの、18ページの目6介護予防住宅改修費の給付見込の減によるものでございます。

20ページをご覧ください。

項3、目1審査支払手数料8万円の増は、審査支払件数の増加によるものです。

項4高額介護サービス等費226万円の減は、給付見込によるもの。

24ページをご覧ください。

項6特定入所者介護サービス等費6,040万円の減は、制度改正に伴う給付見込の減によるものでございます。

款3給付準備基金積立金5,192万円の増は、国、県支出金、支払基金交付金の給付費の減額確定に伴う超過交付分の積立が主なもので、翌年度において精算還付するものでございます。

32ページからは給与費明細書、35ページは市町村負担金一覧表となっております。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第16号「平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第16号平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ74万円を追加し、総額を1,923万6千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1衛生使用料53万9千円の減は、受診者数の見込みにより減額するものでございます。

款5、項1、目1衛生費県補助金127万9千円の増は、県補助金の内示によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

歳出では、先ほど正誤表をお配りいたしましたとおり、財源内訳に県補助金の充当先の誤りがございました。補正額に変更はございません。お詫びして訂正を申し上げます。

款2予備費74万円の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第17号「平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君）　ただいま議題となりました議案第17号平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から188万1千円を減額し、総額を2億1,465万3千円とするものでございます。

今回の補正は、実績見込みによる計数整理が主なものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1鹿島荘負担金212万円の減は、利用者の減により生活短期宿泊事業負担金を32万円、老人保護措置費負担金を180万円減額するものでございます。

鹿島荘の入所者につきましては、高齢化が進み、今年度に入り死亡による退所が相次いでおります。入所に向けて市町村の担当部署と調整を図ってきたところですが、年度後半も定員50人に満たない月が多い状況にあります。引き続き待機者の調整を依頼するとともに、入所に向けて市町村との連携を図ってまいります。

款3、項1、目1利子及び配当金4万1千円の減は、基金利子の見込みによるものでございます。

款93、項1、目1県補助金28万円の増は、支援員及び看護師の産休代替職員に係る、社会福祉施設代替職員雇用事業補助金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1管理費55万5千円の減は、看護師の育児休業取得による節2給料、節3職員手当の減、節12役務費においては通信運搬費の増でございます。

目2、生活費125万円の減は、節11需用費は賄材料費の減、節12役務費はシーツ等洗濯手数料の減によるものでございます。

項2、目1ひだまりの家管理費285万円の減は、節7賃金では退職者の補充ができない期間があったための減、節11需用費では灯油の高騰により燃料費を増額するものでございます。

款3予備費は、歳入歳出の調整を行うものであります。

12ページは給与費明細書でございます。

以上ご説明を申し上げますが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君）　説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、福祉常任委員会に付託いたします。

ここで、日程第4の途中でありますが、1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（勝野富男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第18号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第18号平成30年度北アルプス広域連合一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を23億1,816万4千円とするものでございます。

次に、第2条、第2表地方債につきましては、4ページをご覧ください。

消防防災施設整備事業で大町消防署に配備してあります高規格救急自動車の更新整備に係るものでございます。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。最下段でございますが、新年度は、前年度と比較して28億7,461万5千円、55.4パーセントの減となっており、これは、一般廃棄物処理施設建設工事の竣工などによるものでございます。

10、11ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1市町村負担金22億1,290万9千円は、広域連合の経常経費、ごみ処理広域化推進費、常備消防費などが主なものでございます。目2他団体負担金141万円は、大北福祉会館内に事務所を有する4団体からの光熱水費等に係わる負担をお願いするものでございます。

款2、使用料及び手数料の主なものは、項2、目2衛生手数料4,782万9千円で、収入証紙販売代金、ごみ焼却手数料でございます。

款3、項2国庫負担金、目1低所得者保険料軽減負担金442万3千円、及び12、13ページになりますが、款4、項2県負担金、目1低所得者保険料軽減負担金221万1千円は、介護保険事業での低所得者の保険料軽減分に対する公費負担として884万8千円を見込み、国がその2分の1を、県及び市町村がそれぞれ4分の1を負担し、介護保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

款8、項1、目1雑入472万円は、節1雑入はふるさと市町村圏事業特別会計から移行したホームページ有料広告料ほかで40万7千円、節2消防費雑入は保険事務手数料・健康診断助成金等で63万4千円、節4衛生費雑入は、資源物売却収入等で366万1千円でございます。

14、15ページに渡りますが、款9、項1、目2消防債2,610万円は、高規格救急自動車の更新によるものでございます。

16ページ、17ページの歳出をご覧ください。

款 1、項 1、目 1 議会費 8 1 万 5 千円は、定例会 4 回開催に伴う経費でございます。

款 2、項 1、目 1 一般管理費 9, 0 1 8 万円は、節 1 報酬では監査委員 2 名分、選挙管理委員会委員 4 名分、節 2 給料および節 3 職員手当等では、職員 5 名分であり、その他事務の執行に係わる経費を計上しております。

1 8、1 9 ページをご覧ください。

節 1 3 委託料では、職員健康診断につきまして、節 1 2 役務費の手数料から、節 1 3 委託料に組み替えをしております。節 1 9 負担金は、職員派遣費用負担金 4 名分としまして、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費を減額し、負担金に組み替えをしております。

目 2 財産管理費 4 4 5 万 6 千円は、大北福祉会館の管理運営費でございます。平成 3 0 年度から、節 1 1 需用費の光熱水費の電気料につきましては、新電力への切替えにより昨年と比べ約 4 0 万円の減額になりますが、エネルギーサービスプロバイダー業務として委託料が発生するため新規に委託料を 2 5 万円計上しております。

2 0、2 1 ページをご覧ください。

目 3 情報化推進費 7, 9 4 0 万 6 千円は、情報関連のそれぞれのシステムを、広域連合を含む 6 団体で共同利用するために必要な経費であり、節 1 9 負担金補助及び交付金は、主要な機器を大町市総合情報センターに設置するためのハウジング経費でございます。

目 4 観光振興費 2 5 万 5 千円は、北アルプス山麓ブランドの登録商標の更新経費であり、同ブランド運営委員会から同額を雑入で受けて、広域連合が更新を行うものでございます。

目 5 企画費 2 2 万 2 千円は、連携自立圏事業のうち、広域連合が実施主体となり実施します、地域づくりに関わる講演会及び視察研修に係る経費でございます。

2 2、2 3 ページをご覧ください。

款 3、項 1、目 3 障害支援区分認定審査会費 1 1 7 万 2 千円は、審査会運営に係る経費であり、節 1 報酬、審査会委員 5 名分の人件費が主なものでございます。

目 4 高齢者福祉費 8 8 4 万 8 千円は、介護保険事業での低所得者の保険料軽減分に対する公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

款 4、項 1、目 1 葬祭場費 1、9 7 2 万 5 千円では、節 1 3 委託料の葬祭場指定管理委託料は、五輪・宮本工業所グループと平成 3 0 年度から 5 年間の指定管理契約を行いました。本年度までと同一の指定管理者であり、指定管理料の上限は 1, 4 0 0 万円となっております。指定管理者から、平成 3 0 年度事業計画として提出されました 1, 2 5 0 万円を予算計上してございます。

また、節 1 5 工事請負費では、劣化しております 1 号炉と 2 号炉の燃焼設備、排気ファン等の修繕工事を行うものでございます。

目 2 ごみ処理広域化推進費 8 億 2, 9 9 1 万 3 千円では、節 1 報酬から、2 4、2 5 ページになりますが、節 4 共済費までは、嘱託専門員 1 名、職員 1 名分の人件費でございます。

節 1 3 委託料は、建設工事に係る施工監理業務などの委託料、節 1 5 工事請負費は一般廃棄物処理施設の建設工事費、節 1 8 備品購入費では施設の運営に必要となる特殊車両及び事務室等の備品購入費を計上しております。

節 1 9 負担金補助及び交付金では、一般廃棄物処理施設の水道本管布設工事に伴う舗装復旧

負担金のほか派遣職員1名分の人件費などを計上しております。

目3廃棄物処理費2億2,306万2千円では、焼却施設の廃棄物の処理に要する費用として、節2給料から節7賃金は職員1名、臨時職員2名分の人件費でございます。26、27ページになりますが、節11需用費は光熱水費などの施設の運営費、節12役務費はプラント設備の法定点検手数料など、設備の維持管理費を計上しております。

節13委託料は施設の維持管理業務などの委託料、節14使用料及び賃借料は施設用地などの賃借料、節19負担金補助及び交付金は派遣職員2名分の人件費などを計上しております。

目4リサイクル推進費3,411万1千円では、資源物のリサイクルに要する費用として、節1報酬から節7賃金は嘱託専門員1名、臨時職員11名分の人件費でございます。

節11需用費は、28、29ページに渡りますが、光熱水費などの施設の運営費、節13委託料では資源物運搬業務などの委託料を計上しております。

項2、目1保健衛生費3,662万9千円は、節13委託料の在宅当番医制事業と在宅歯科当番医制事業を大北医師会と大北歯科医師会へそれぞれ委託するものでございます。

節19負担金補助及び交付金の病院群輪番制事業運営費補助金は、夜間、土曜日、休日の2次救急医療の診療業務をあづみ病院と大町総合病院にお願いするものでございます。

款5、項1、目1常備消防費8億5,457万3千円では、節2給料から節4共済費は、職員92名と嘱託2名分の人件費に係るものでございます。

節11需用費の消耗品費では、主なものは新規採用職員5名分の貸与品と職員87名分の被服貸与品、救急・救助関係消耗品、車両関係並びに事務用消耗品でございます。

30、31ページになりますが、節13委託料では、高機能通信指令システム及び消防救急デジタル無線設備の保守点検業務、はしご車の保守点検、多言語119番通報通訳委託料、職員健康診断の委託料等でございます。

節18備品購入費では、大町署の高規格救急自動車更新、北部署の除雪機更新、軽量空気ポンプの更新が主なものでございます。

32、33ページになりますが、節19負担金補助及び交付金では、救急処置事後検証負担金、消防学校入校負担金が主なものでございます。

款6土木事業費3,403万4千円では、節1から節7は、職員3名、臨時技術職員2.5名分の人件費が主なものでございます。節7賃金の説明欄では臨時職員が2名分となっておりますが、2.5名分の誤りでございます。2名は通年雇用、1名は半年雇用としたものでございます。お詫びして訂正いたします。

34、35ページをご覧ください。

款7公債費8,321万6千円は、説明欄記載の事業により借り入れた起債の償還であります。

款8予備費は、1,750万円で、増額になった主なものとしては、ごみ処理広域化推進事業であり、不測の事態に対応するため、600万円の増となっております。

36ページから40ページまでは給与費明細書でございます。

なお、39ページの給与費明細書の昨年4月1日現在の職員数に誤りがありました。正しくはお配りした正誤表のとおりでございます。お詫びして訂正いたします。

41ページは市町村負担金集計表でございます。

以上、主なものにつきましてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第19号「平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただ今議題となりました、議案第19号平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが歳入歳出予算の総額をそれぞれ442万6千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書の最下段をご覧ください。新年度予算は、前年度比1,259万9千円、74.0パーセントの減となっております。減額の主な要因は、特別養護老人ホーム整備補助事業及び鹿島荘改築事業に係る貸付金の償還が終了したことによるものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1利子及び配当金180万5千円は、ふるさと市町村圏基金の利子収入でございます。

繰入金は、貸付金の償還終了に伴い皆減となっております。

款3、繰越金262万1千円は、29年度からの繰越金でございます。

諸収入は、広域連合のホームページへの広告掲載料でしたが、新年度から一般会計へ移行したため皆減となっております。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1活動事業費251万7千円は、節11需用費の印刷製本費では、広域連合広報紙「北アルプス遊・交・学」年2回の発行経費であり、節19負担金補助及び交付金は、ふるさと市町村圏事業補助金として、各市町村のイベント実行委員会等への活動補助を行うものでございます。

積立基金費は、貸付金の償還終了に伴い皆減となっております。

款2予備費では、190万9千円を計上しております。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第20号「平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第20号平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を2億6,167万円8千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算の事項別明細書をご覧ください。

最下欄、新年度予算額は、前年度比1,058万9千円、3.9パーセントの減となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1入所療養介護費収入1億3,565万3千円は、施設入所の保険給付で、入所療養介護で平均介護度3.4。1日当たり44.1人を見込でおります。

項2、目1短期入所療養介護費収入1,610万7千円は、短期入所による保険給付で、平均介護度3.4。1日当たり4.8人を見込でおります。

目2、通所リハビリテーション費収入4,313万3千円は、通所リハビリテーション利用での保険給付で、1日当たり18.6人を見込んでおります。

項3、目1施設利用料収入4,950万円は、各サービスの利用者負担で、介護保険の負担分と食費、居住費、日用品代等でございます。

項4、目1特定入所者介護サービス費収入797万4千円は、低所得者への食費、居住費の負担限度額に対する補足給付費でございます。

10、11ページ、款2、項1、目1繰越金300万円は、前年度繰越金でございます。

款6、項1、目1虹の家事業基金繰入金は、入浴関係の濾過機更新工事に充てるため500万円としております。

12ページ、13ページの歳出をお願いします。

款1、項1、目1介護老人保健施設事業費2億5,973万3千円となっております。

節2から節4は職員12名分の人件費などで、節7賃金は臨時職員によるもので、看護師4名、介護補助員9名、業務員1名でございます。

前年度と変更している主な内容といたしましては、病院との連携強化を図るため、事務長及び一般事務職員は病院採用に変更しております。また、業務を統合することで、看護師1名分、介護補助員4名分を減員しております。

節11需用費は、消耗品費、燃料・光熱水費、修繕料、賄材料費などがございます。

節12役務費は、通信運搬費、手数料、保険料でございます。

節13委託料は、市立大町総合病院への施設運営委託と給食提供委託などで、施設運営委託では、医師1名、看護師5名、理学療法士2名、病院採用職員に変更しました事務長及び事務員の人件費などがございます。

14、15ページ、節15工事請負費500万円は、入所・通所の入浴業務において、濾過

機の耐用年数経過と濾過機能の劣化がみられるため、衛生管理の点から機器更新工事を計上しております。

款2、予備費は、194万5千円でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 大きく6点について質問したいと思います。1点目は歳入ですけれども療養介護費収入2億5,237万円、前年比908万5千円の増ということです。特に通所リハについて1,081万2千円増となっていますが、その具体的な増の内容について説明をお願いします。

2番目は歳出ですが、介護老人保健施設事業2億5,973万円、前年比マイナス1,154万余となっております。このマイナスの内容について説明をお願いします。

3番目は人員配置についてですが、前年に比べて嘱託職員1名、職員1名、看護師1名、介護員4名、それぞれ減となっているが、こういったマンパワーを減らして、なお、収入を増やせるとする根拠について説明ください。

4番目ですが、29年事業における不祥事をどう認識し、今年の事業推進においては、どのように改善策を講じたのか説明をお願いしたいと思います。

5番目は、職員健康診断委託料82万円が計上されておりますが、対象は正職員だけなのか説明ください。

6番目は、濾過機器更新事業500万円ですが、これについては、本来あの浴室はかけ流しが前提の設計であるはずですが、かけ流しを復活すれば濾過機の更新というのは必要なかどうか、そのへんの関連性について説明ください。

以上です。

○議長（勝野富男君） 6点について説明がありました。答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） それぞれお答えをいたします。

まず1点目の歳入の部分で介護療養費収入ですが、前年より通所リハなどが、増額になっています。まず入所療養介護費収入は、入所者の見込みは16,100人と想定しております。リハビリ加算等の減額見込みから前年度比458万3千円の減1億3,565万3千円を見込んでいます。

通所リハビリテーション収入におきましては、利用者定員を増員したことによりまして、5,400人を見込んでおります。前年度比481人、1,081万2千円多い4,313万3千円を見込んでいるものであります。

施設利用収入では、平成29年度の実績見込みから、23,302人分を見込んでおりまして、前年度比537人分、327万2千円多い、4,950万円を見込んでいるものであります。

続きまして2点目、歳出の関係であります。事業費収入を1,154万1千円減らして、その内容についての説明をということであります。

先程の歳入の説明でもございましたけれども、基本的には実質的な確実な歳入を見込むという

ことをございまして、経常費のための基金繰入をしない。基金本来の目的の施設の大規模改修に充当することを基本といたしまして、持続可能な歳出を見込んだものでございます。節1報酬と給料・手当におきましては、事務長1名分と事務職員1名分の人件費につきまして施設運営委託料に付け替えたというもの。それから賃金では、通所看護師1名分の加配となっております分につきまして減額となったもの。エコキュート設備のリース料の減で使用料、賃借料が減ったもの、工事請負費では、冷温水機発生設備入替工事の完了に伴う減、備品購入費の節減などによりまして、昨年度比1,154万1千円の減とした事業費予算としております。

3点目の人事配置の件で、マンパワーを減らして、なお、収入を増やせるかという点についてであります。まず、嘱託職員1名減、職員1名減につきましては、先程の説明のとおり、施設運営委託料に付け替えたものでございまして人員的には変わっておらないというものでございます。看護師1名減、介護員4名減では、業務の統合によりまして、時間パートの人数、半日パートの臨時職員分を、1日フルタイムで換算したことによりまして、実質的人数は変わっておらないわけですが延べ人数が減少するというところでございます。

4点目であります。改善策をどのように講じたのかということですが、予算上の今回のところで申し上げますと病院の処務規程に基づく事務処理・業務を基本といたしてございまして、先ほどの説明の繰り返しとなりますが、病院採用の事務長及び事務員とすることで、病院長が施設長であり、施設の職務と職員の指揮監督とする本来の形に戻すという設定になっております。

5点目、職員健康診断委託料については、対象は正職員だけなのかというご質問ですが、職員健康診断の対象につきましては、正規職員と臨時職員も含まれますという状況でございます。

6点目、ろ過機器更新事業の必要性と根拠でございます。提案説明にもございましたとおり、ろ過機の耐用年数が経過をしております。ろ過機能の劣化、入所・通所における利用者の入浴業務の衛生管理の観点から、優先順位が高いものと判断いたしまして、今回計上したものでありまして、計上につきましては予算根拠としての見積を業者から徴収の予算の計上をしたものでございます。以上であります。

○議長（勝野富男君） よろしいでしょうか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 最後のろ過機の購入にあたっては、今年のろ過機の購入にあたっては、かけ流しを前提としたろ過機の使用という基本的な考え方で購入を希望しているのでしょうか。関係性については、どうなっているのでしょうか。

○議長（勝野富男君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） 基本的なことを申し上げますと、かけ流しであってもなくても集毛器によって毛を取り除いたりですとか、ろ過機によって不純物を取り除くような機能で劣っている部分を、今回の設置によって本来の機能の回復に戻していくということになります。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 基本的には、あそこの入浴施設はかけ流しに戻すという構想はないということでしょうか。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） その点につきましては業務改善委員会で検討をしたうえ判断をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（勝野富男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第21号「平成30年度北アルプス広域連合 介護保険事業 特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第21号平成30年度北アルプス広域連合 介護保険事業 特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を67億7,253万8千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書、最下段をご覧ください。

新年度は、前年度比で1億7,270万6千円、2.5パーセントの減となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料13億8,374万6千円は、65歳以上の方の保険料で、所得階層区分ごとに説明欄のように見込んでおります。

節1現年度分特別徴収は、年金年額が18万円以上の年金受給者からの天引きにより納めていただく保険料で、節2現年度分普通徴収は、年金の年額が18万円未満の方や年度途中で65歳に到達をされる方などで、納付書や口座振替等によって納めていただく保険料でございます。節3、滞納繰越分は、収納率を7.3パーセントと見込んでおります。

款2、項1、目1市町村負担金10億598万3千円は、前年比2.1パーセントの減となっております。

款4国庫支出金以下、10ページの款6県支出金、項1、目1介護給付費負担金までは、保険給付に伴う法定負担分であり、それぞれ説明欄に記載の割合となっております。

12ページ、13ページをご覧ください。

項2、目1介護保険事業費補助金128万5千円は、利用者負担軽減対策費に対する補助金、目2地域支援事業交付金584万6千円は介護予防事業に係るもの、目3地域支援事業交付金3,313万7千円は、地域包括支援センターの運営及び任意事業に係るもの、目5地域支援事業費交付金2,356万6千円は、介護予防・日常生活支援総合事業に係るものを見込んでおります。

款8繰入金のうち目1一般会計繰入金884万7千円は、低所得者保険料軽減分を一般会計

から繰入れるもの、目2介護保険給付準備基金繰入金は、3,319万7千円を繰入れるものでございます。

16ページ、17ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1一般管理費9,298万円は、職員5名分の人件費のほか、節13委託料は介護保険ハード・ソフト保守委託料及び介護保険業務委託料などの事務の執行に係る経費、節19負担金補助及び交付金は職員2名分の派遣費用負担金などでございます。

項2、目1賦課徴収費503万1千円は、賦課徴収に係る印刷製本費。通信運搬費は、納付書等の郵送料などでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

項3、目1介護認定審査会費1,669万9千円のうち、節1報酬991万2千円は、認定審査会の委員報酬で、節7賃金313万4千円は、審査会運営に係る臨時職員2名分の賃金でございます。

目2認定調査等費3,913万3千円の主なもの、節7認定調査員8名分の賃金1,749万9千円、節12役務費の手数料1,753万4千円は、認定審査に関わる主治医意見書作成手数料3,950件分などでございます。

項4、目1趣旨普及費99万6千円の主なもの、節11印刷製本費で年3回発行の広報紙「井戸端かいご」発行等に係るものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

項5、目1計画策定委員会費157万円では、節1報酬は、介護保険事業計画策定委員報酬などのほか、節11介護保険制度広報用冊子「北アルプスの介護保険」2万1,000部の印刷製本費等でございます。

項6、目1特別対策事業費1,626万4千円は、利用者負担軽減のための経費であり、主なものは節19負担金補助及び交付金の社会福祉法人等が行う利用者負担軽減などでございます。

款2保険給付費では、国が平成30年度に平均0.51パーセント介護報酬増額改定を行う給付費の増額分を見込んでの予算計上としております。

款2、項1介護サービス等諸費は、要介護1から5に認定された方の利用に対する給付で56億4,392万4千円と前年度比1.5パーセントの減となっております。

目1居宅介護サービス給付費20億8,900万円は、主に在宅で利用する介護サービスに係る給付で前年度比2.6パーセントの減となっております。

22ページ、23ページをご覧ください。

目3地域密着型介護サービス給付費9億1,561万円は、前年度比6.0パーセントの減となっております。

目5施設介護サービス給付費23億5,100万円は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設の利用に対する給付で、前年度比1.1パーセントの増となっております。

26ページ、27ページをご覧ください。

項2介護予防サービス等諸費1億3,769万3千円は、前年度比15.9パーセントの減となっております。主なものは、目1介護予防サービス給付費9,069万円は、総合事業移

行に伴う給付の経過措置終了により、前年度比16.6パーセントの減となっております。

28ページ、29ページをご覧ください。

目7介護予防サービス計画給付費3,123万円につきましても、総合事業の経過措置終了に伴い、前年度比6.2パーセントの減を見込んでおります。

30ページ、31ページをご覧ください。

項4高額介護サービス等費1億1,812万円は、介護サービス利用時の自己負担額が一定の負担限度額を超えた額について給付するものでございます。

32ページ、33ページをご覧ください。

項6特定入所者介護サービス等費2億5,738万2千円は、低所得の施設利用者の食費及び居住費に対する補足給付でございます。

34ページ、35ページをご覧ください。

款3、項1、目1給付準備基金積立金118万8千円は、基金利子等でございます。

款4地域支援事業費4億669万9千円は、介護予防・日常生活支援総合事業の開始2年目となり、前年度比6.3パーセントの減額となっております。

項1、目1介護予防事業費4,676万円は、関係市町村に介護予防事業を事務委託しており、前年比3.7パーセントの減となっております。

36ページ、37ページをご覧ください。

項2、目1包括的支援事業・任意事業費1億1,563万円は、介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業を関係市町村への委託等により実施するものですが、事業費のうち、認知症初期集中支援チーム事業などを、新たに、目3社会保障充実分事業として設けたため、前年比25.8パーセントの減となっています。

項2、目2任意事業費662万1千円は、介護サービス相談員事業、給付適正化事業等を実施するものでございます。

項2、目3包括的支援事業(社会保障充実分)4,988万3千円は、北アルプス連携自立圏協約を活用した認知症初期集中支援チーム事業、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携等に係る事業を関係市町村への委託等により実施するものです。

38ページ、39ページをご覧ください。

項3、目1介護予防・生活支援サービス事業費1億7,030万円は、総合事業の訪問・通所サービス費等であり、前年比14.5パーセントの減となっておりますのは、初年度に見込みました事業対象者のサービス利用増加分について、利用実績に基づく積算としたものです。

42ページからは給与費明細書、47ページは市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(勝野富男君) 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○4番(大和幸久君) 保険給付の予算に関連しまして、訪問介護サービスの基準に関連した質問をします。平成30年から32年まで第7期介護保険事業では、保険者の自立支援、重度化防止の実績評価により交付金を出す。いわゆる税制インセンティブなどが打ち出されて、介護保険の安上がり化を一層進められようとしています。一例として訪問介護の生活援助に関する

サービス提供の人員基準の見直しについて毎月の生活援助のサービスの回数を通常より極端に多いプランは、ケアマネが事前に市町村に届出させ地域ケア会議で評価するとしてあります。

この方針が本事業にどのような影響を与えるのか説明いただきたいと思います。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（西山孝君） ただ今の訪問介護の多い利用者の対応につきましては、訪問介護サービスのうち洗濯ですとか料理など家事をする生活援助の回数が、統計的にみて通常のケアプランよりかけ離れた回数を設定しているプランにつきましては、市町村に届け出たうえ地域ケア会議の開催等によって個々の利用者の状況に応じて、適切なケアプランに基づき提供されることを確認し必要に応じて、サービスの内容の是正を促すこととされております。これは利用者の自立支援、重度化防止、地域資源の活用等の観点から行われるものでございます。なお、対象となります回数につきましては、全国平均利用回数をもとに本年4月に国が定めることとされておまして、実施時期につきましては6か月の周知期間を設けて、本年10月からの施行とされております。説明については以上でございます。

○議長（勝野富男君） よろしいですか。

大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） この件につきまして、平成29年4月の厚生労働省介護給付実態審査のなかでは、この人員基準の見直しについて毎月の生活援助で、ひとりのサービス数を介護度別平均より20パーセント多いプランにつきましては、ケアマネが事前に市町村に届出させ地域ケア会議で評価するとなっております。これはケアマネを通じて回数制限を実施することが目的であり、業務基準となってしまいます。しかも全国平均で数を制限するというものであって実態としてはとんでもない問題点であるとみられております。障害のある家族、疾患のある家族に関する家庭では非常に厳しい条件となるケースがあり地域ケア会議というのは、本人の実情を知る人はいない中での審査となります。限度額以内に収まっているものについても、回数制限につながってしまうという問題点もあるようです。このような改悪については利用者の立場にたって見直しを保険者としても求めていくべきではないかと思っておりますけれども、この点について連合長はどのような見解をお持ちか説明いただければありがたいです。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長（牛越徹君） ただ今の意見に関わる部分は差し置いて、そうした懸念があるという観点からの質問に対してお答えします。確かに、これはテレビ報道などでも取り上げられましたが、一人が1日に何回でも、議員は極端に多いとおっしゃいましたが、極端に多いということについては、全国の標準回数にいわゆる標準偏差という考えを導入したうえ非常に多い回数、とび抜けた回数を判定するような仕組みを考えているようですが、観点は利用者の自立支援を促進する、重度化を促進するという観点も織り込みながら、一方で地域資源、限られた介護資源を適切に利用する。3つの観点から見直しが検討されているというものでございます。1点は地域ケア会議が機能を果たすというのが1つ、もう1つは担当課長から答弁申し上げましたが、6か月の周知期間を設けて10月から本格実施という考えに基づいております。こう

したなかで実態に則した適切なサービスを受けるべき人がきちんと受けられるような配慮がなされることを期待するところでございます。以上です。

○議長（勝野富男君） 大和幸久議員。

○4番（大和幸久君） 未来都市会議では自立支援を目指すという大方針のもといるわけですが、実際には老衰とか認知症、脳梗塞など回復の見込みがない人をどうするか、この点について何の説明がないという大きな問題点があります。介護保険法では介護サービスは利用者が選択できるという大前提があったはずですが、この原則が無視されており、これも大きな問題と指摘されております。一例を上げましたけれども、介護保険事業の安上がり化が一層進められる一方で保険料負担は引き上げが続き、まさに保険あって介護なしという事態が一層深刻になっているという指摘があります。利用者本位の立場からこういった点の改善について国に求めていかななくてはいけないと指摘されることが日増しに多くなってきますが、こういった見解にたって連合長はどのような取り組みを考えられるのか説明いただきたいと思っております。

○議長（勝野富男君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず、介護保険は、既にここまで定着してきております。その原点は、みんなで支え合うという保険制度の仕組みがあるわけでございます。従いまして、適切な負担と適切な給付が絶えずバランスを取って考えていかななくてはならないということが前提にあります。そうしたなかで例えば保険料の引き上げについては、適切な負担をいただくという範囲のなかで見直しをかけておりますし、また一方で介護の給付が負担に比べて極端に引き下げられたということ。そんなことはあってはならないわけですので、今後の制度の運用にしっかり目配りしながら、もし逸脱するような傾向が見えるのであれば保険者として国に是正を求めることも含めてしっかり注目してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。

佐藤節子議員。

○12番（佐藤節子君） 佐藤です。お願いいたします。ページは37ページになりますけれども、地域包括支援センターの運営協議会の委員の報酬ですとか、任意事業を関係市町村に事務委託しているというご説明でしたけれども実際、弾力的に動いてきていると思うんですが、このあたりをもう少し詳しく、何人くらいの全体として委員なのか、各町村は、それぞれ動いているのか、広域としてどのようなご指導をなさっているのか聞かして下さい。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

介護福祉課課長補佐。

○介護福祉課課長補佐（大塚裕明君） ただいまご質問いただきました地域包括支援センター運営協議会ではありますが、広域連合のほうで包括支援センターの適切な運営を協議するために設けられる委員会であります。人数につきましては、行政の職員のほか地域包括支援センターの職員、また計画作成委員会から、知識を有する者として所要の人数がでておりますので総勢20名以内で構成させていただいております。包括センターの運営について様々な議題の協議をしたり、また運営上の課題について協議を実施していく予定であります。以上であります。

○議長（勝野富男君） 佐藤節子議員。

○12番（佐藤節子君） 事務委託とありますが、回数的なものは決まっているんですか。その

あたりはどうか。

○議長（勝野富男君） 答弁を求めます。

介護福祉課課長補佐。

○介護福祉課課長補佐（大塚裕明君） 13の委託料、地域包括支援事業の関係市町村の事務委託とありますが、こちらは広域連合のほうで予算措置したものをそれぞれ市町村のほうに実施いただくために委託をしているものでありますので、それぞれの市町村の包括支援センターの運営、また市町村ごとに行われている任意事業として、それぞれの市町村が実施していくということになります。

○議長（勝野富男君） よろしいですか。

○議長（勝野富男君） 佐藤節子議員。

○12番（佐藤節子君） 今回の資料は、それぞれ議案ごとに綴じてありまして、たいへん見やすかったです。大変感謝したいと思います。以上です。

○議長（勝野富男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第22号「平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第22号平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を1,668万円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書、最下段をご覧ください。新年度は、前年度比で18万7千円、1.1パーセントの増となっております。

8ページの歳入をご覧ください。

款1、項1、目1衛生使用料413万7千円は、診療使用料で、説明欄では、7,260円×550人となっておりますが、7,880円×525人の誤りでございます。お詫びして訂正を申し上げます。

診療1日当たり平均患者数を1.8人、診療日数を288日として、年間525人の受診を見込んでおります。

款2、項1、目1市町村負担金は、1,152万4千円でございます。

10ページの歳出をご覧ください。

款1、項1、目1診療管理費1,623万円では、節1報酬は医師の報酬、節7賃金は看護師、医療事務員8名分であり、節9旅費は医師の費用弁償となっており、これら医療関係者の人件費が診療管理費の約80パーセントとなっております。

節 1 1 需用費は医薬材料費、節 1 3 委託料は保険請求事務機器及びソフトの保守委託料、節 1 4 使用料及び賃借料はレセプトコンピュータのリース料などでございます。

款 2、予備費は 4 5 万円を計上しております。

1 2 ページは給与費明細書、1 3 ページは市町村負担金一覧でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 2 2 号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第 2 3 号「平成 3 0 年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（上野法之君）登壇〕

○事務局長（上野法之君） ただいま議題となりました議案第 2 3 号平成 3 0 年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額を 2 億 2 8 8 万 5 千円とするものでございます。

4 ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。最下段でございますが、新年度は前年度比 1, 0 5 8 万 5 千円、5. 0 パーセントの減となっております。

この減額の主な理由は、平成 2 4 年度の鹿島荘改築事業のふるさと基金からの貸付金の償還が終了したことによるものでございます。

8 ページ、9 ページの歳入をご覧ください。

款 1、項 1、目 1 鹿島荘負担金 1 億 5, 7 3 0 万 1 千円は、市町村からの鹿島荘の運営費、改築事業に係わる連合債の償還に係るものと鹿島荘の事業収入となる生活短期宿泊事業、老人保護措置費に係る負担金でございます。

款 2、項 1、目 1 ひだまりの家収入 2, 4 8 4 万 4 千円は、ひだまりの家入所者 9 人分の介護保険対象経費の 9 割分。目 2 ひだまりの家施設利用収入 1, 0 7 8 万 9 千円は、介護保険対象経費の 1 割の自己負担分、施設利用料、光熱水費・燃料代、食材料費でございます。

款 4、項 1、目 1 鹿島荘繰越金 5 5 0 万円、目 2 ひだまりの家繰越金 4 0 0 万円は、前年度繰越金で前年度当初予算と同額を見込んでおります。

1 2 ページ、1 3 ページの歳出をご覧ください。

款 1、項 1、目 1 管理費 1 億 6 9 7 万 7 千円は、鹿島荘管理費で、ひだまりの家との兼務をしております鹿島荘所長と事務職員の人件費につきまして、所長分は施設定員割により鹿島荘 8 5 パーセント、ひだまりの家 1 5 パーセント。事務職員分は両施設の処理伝票割によって鹿島荘 7 0 パーセント、ひだまりの家 3 0 パーセントの按分を行っており、鹿島荘経費に係る市町村負担の軽減を図っているところであります。

人件費では、嘱託職員、嘱託医師、職員 9 人、臨時職員 1 5 人分でございます。

節 1 3 委託料は、清掃業務委託料、給食調理補助業務委託料、消防設備点検委託料などでございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

目2生活費3, 879万8千円は、入所者50人と生活短期宿泊事業入所者の日常生活に係る経費でございます。

主なものは、節11需用費は、介護が必要な入所者が増加してきておりオムツ等の消耗品費、燃料費の灯油代、光熱水費の電気料などや賄材料費でございます。

節12役務費の手数料では、入所者の健康診断、シーツなどの洗濯手数料、節14使用料及び賃借料は、通信カラオケ使用料ほかで、通信カラオケの転倒防止体操、口腔機能向上体操など入所者の機能強化を図っているものでございます。

節20扶助費は、入院患者の日用品のほか介護保険サービス利用に係る費用などでございます。

項2、目1ひだまりの家管理費3, 904万8千円は、人件費では、職員1名分と、先程申し上げました鹿島荘と兼務しております所長と事務員の人件費の按分分と臨時職員9名分でございます。その他の入所者9人分の日常生活費、施設の維持管理経費では、主なものは17ページ節11需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。

款2、項1鹿島荘公債費1, 481万円は平成24年度鹿島荘改築事業の償還です。

18ページ款3予備費は325万2千円としております。

20ページからは給与費明細書、25ページは市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（勝野富男君） 説明が終わりました。本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、福祉常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。ご苦労様でした。

散会 午後2時01分

平成30年 2月15日
開会 午前10時00分

○議長（勝野富男君） おはようございます。

ただいまから、平成30年北アルプス広域連合議会2月定例会の本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席・遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（上野法之君） 報告いたします。正副連合長は全員出席をしております。なお、説明員であります消防本部西沢通信指令室長は体調不良のため欠席をしております。

以上でございます。

○議長（勝野富男君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」

○議長（勝野富男君） 日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」を行います。

まず、議案第1号から議案第7号までについて、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（北澤禎二郎君）登壇〕

○総務委員長（北澤禎二郎君） 総務常任委員会に付託されました議案の審査の概要について順次報告いたします。

まず、「議案第1号長野県町村公平委員会共同設置規約の一部改正について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、「議案第2号財産の取得について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、21者の指名業者中応札は何者あったのかとの質疑がありました。

行政側からは、5者の応札があったとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、「議案第3号財産の取得について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、焼却灰運搬車が2台必要とする根拠は何か、という質疑がありました。

行政側からは、焼却灰の一日の予想排出量4トンに対し運搬車1台の積載量は3トン程度であり、受入れ側のタイミングによっては1台による往復運搬が難しいことが予想されるため2台が必要であるとの答弁がありました。

また、入札の予定価格の設定方法と応札件数について質疑がありました。

行政側からは、予定価格は複数の業者から参考見積もりを徴し、最も低い価格を採用した。

応札は5者であったとの答弁がありました。

以上、当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、「議案第4号北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、「議案第5号北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、「議案第6号北アルプス広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、第5条の産廃の処理が一般廃棄物の処理に支障のない範囲というのほどの程度で、基準はあるか、との質疑がありました。

行政側からは、明確な基準はないが、例えば施設にダメージを与えないことなどが考えられるとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、「議案第7号北アルプス広域連合一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務委員長の報告に対し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

はじめに、議案第1号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第1号長野県町村公平委員会共同設置規約の一部改正について」は総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第2号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって「議案第2号財産の取得について」は総務委員長報告のとおり、可決されました。
次に、議案第3号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって「議案第3号財産の取得について」は総務委員長報告のとおり、可決されました。
次に、議案第4号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって「議案第4号北アルプス広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」
は総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第5号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって「議案第5号北アルプス広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定について」は
総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第6号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求め
ます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって「議案第6号北アルプス広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定について」
は総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第7号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求め
ます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって「議案第7号北アルプス広域連合一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条
例制定について」は総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第8号から議案第12号までについて、福祉委員長の報告を求めます。
福祉委員長。

[福祉委員長（横澤かつ子君）登壇]

○福祉委員長（横澤かつ子君） 福祉常任委員会より報告いたします。当委員会に付託されまし
た「議案第8号北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」審査
の概要を報告いたします。

審査中、委員から、介護保険料の低所得者軽減の金額についての質疑があり、行政側より、
年額34,200円の1割3,420円が公費により軽減されるとの説明がありました。

また、「介護保険料の改定は、住民の負担増となることから反対である。」との意見や、「基金からの取崩しにより保険料負担軽減をし、介護予防の推進など努力が見えるので賛成である。」との意見がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、「議案第9号北アルプス広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、この改正において対象となる事業所がどれくらいあるのかとの質疑があり、行政側より、短期では1か所、デイサービスでは6か所が対象の事業所であるとの説明がありました。

別の委員からは、指定地域密着型サービスとは何かとの質疑があり、行政側より、市町村が指定を行う定員18名以下の事業所であるとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、「議案第10号北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、この改正に応じて権限移譲される広域連合の業務がどれくらいあるのかとの質疑があり、行政側より、許認可事務やケアプラン点検、事業者指導等があるとの説明がありました。

別の委員からは、担当する専門職員の経費が30年度予算にあるのか、またその財源はあるのかとの質疑があり、行政側より、平成30年度予算に資格を持つ臨時職員1名分の賃金を予算計上したが、財源までは委譲とならないとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、「議案第11号北アルプス広域連合介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、この改正において対象となる事業所はどんなところなのかとの質疑があり、行政側より、単独で介護保険又は障害福祉のサービス事業所を運営している場合で、相互乗り入れで両方のサービス提供が可能となるとの説明がありました。

別の委員から、障害者への周知をどうするのかとの質疑があり、行政側からは、ケアマネージャーに繋ぎ、周知を図っていくとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、「議案第12号北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、処遇改善加算は介護報酬に対してどれくらいの割合なのかとの質疑があり、行政側より、一概には言えないが、数パーセントの範囲であるとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（勝野富男君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

福祉委員長の報告に対し、質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

薄井孝彦議員。議案第何号でしょうか。賛成ですか。反対ですか。(議案第8号に反対)

〔10番(薄井孝彦君)登壇〕

○10番(薄井孝彦君) 10番議員薄井孝彦です。議案第8号に対する反対討論をさせていただきます。

議案第8号は、第7期の保険料を基準額で月200円値上げし、月5,700円、年額68,400円にするものです。第1期の基準介護保険料は、月2,400円でしたので第7期の額は、第1期の2.3757倍になります。厳しい経済情勢のなかで被保険者の負担は、限界になりつつあり賛成出来かねます。今後65才以上の人口減少や介護サービスの増加により第9期2026年から2029年の保険料は、基準額で月額7,500円、年90,000円になるとの試算もでております。被保険者の負担は限界を超え保険料を納められない人が増えるなど保険制度として成り立たなくなるのではと危惧しております。その原因は2000年に介護保険制度が導入された時に国庫負担割合を、それまでの2分の1から4分の1に大幅に引き下げたことに起因しております。当面、国の国庫負担の割合を10パーセント引き上げ公費負担割合を60パーセントにすれば、被保険者の保険料、利用料の負担軽減、介護人材不足を打開するための事業所に対する介護報酬の引き上げ、施設整備など介護保険運営が改善されると考えます。残念ながら国はこのことに手を付けるのではなく、被保険者への負担増、特養への入所の要介護3以上原則認めないなど、給付サービスの減、予防給付を安上がりの市町村総合事業に移行するなどの方向で乗り切ろうとしています。これらの施策は日本国憲法第25条、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は社会保障、医療、介護の向上に努めなくてはならないとの精神に反すると考えます。長年にわたり保険金を納めてきたのに高齢になり、いざ使いたいと思っても条件が合わないので使えない。また利用料が高く使えない。被保険者の不満が鬱積しております。介護保険制度の生みの親と言われている国の元老健局長の堤修三氏は、保険料を納めた人には、平等に給付を行うのは保険制度の大前提である。しかし2015年改定の給付抑制路線は、この前提が崩れつつあるとし、団塊世代にとって介護保険は国家的詐欺になりつつあると思えてならないと言っております。北アルプス広域連合が国の誤った施策のなかで努力されていることは理解します。しかし、国の国庫負担の割合を上げないと介護保険制度は行き詰ります。この点について北アルプス広域連合も他の保険者と共同して今後も国に改善を求めていただきたいことをお願いし、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(勝野富男君) 他にございませんか。

大厩富義議員。

〔7番(大厩富義君)登壇〕

○7番(大厩富義君) 議案第8号 北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について、福祉常任委員会委員長の報告に賛成の立場で討論をします。

この条例は標記条例第6条の保険料率の改正で介護保険料の値上げをするものでございます。私は現在の保険料でも安いとは思っていません。負担増は歓迎したくないです。おそらく市民目線でみても値上げを喜ぶ人は少ないと思います。しかし、人口減少、高齢社会は、迫っており高齢化率は広域管内平均でも35パーセント、高齢者世帯は48.3パーセントと高齢者の約半分は一人暮らしか高齢者のみの世帯となっており、しかも増加傾向とのことであります。さらに介護認定者の状況では、5年前と比較すると要介護認定者は、12.4パーセントも増加しているとのことであります。一方、日本全体の人口が減少するなかで、第2号被保険者のいわゆる40歳から64歳の人口も減少傾向であります。支える側と支えられる側の世代間での負担の公平性の課題もあります。このような状況をうけ地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築や介護予防の推進、さらには介護をする人の確保や資質の向上、処遇改善など限られた条件のなかで課題は山積しております。今改正では、低所得者対策として保険料の軽減、所得の高い層の負担割合の増、介護保険利用料の軽減、さらには保険料軽減のため給付準備金基金の取崩しによる負担軽減を行い、基準保険料でみると月200円の値上げとなるということでもあります。私は保険料の値上げは歓迎しませんが、社会全体の状況や負担の公平性など総合的に判断したときやむを得ない改正であると思います。したがって、北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定については、福祉常任委員長報告に賛成するものです。以上です。

○議長（勝野富男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この辺で、討論を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

はじめに、議案第8号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって「議案第8号北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は福祉委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第9号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって「議案第9号北アルプス広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は福祉委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第10号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求

めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって「議案第10号北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について」は福祉委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第11号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって「議案第11号北アルプス広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は福祉委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第12号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって「議案第12号北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」は福祉委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第13号について、各委員長の報告を求めます。

はじめに総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(北澤禎二郎君)登壇]

○総務委員長(北澤禎二郎君) 「議案第13号平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第5号)」のうち、当委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) 次に福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(横澤かつ子君)登壇]

○福祉委員長(横澤かつ子君) 「議案第13号平成29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第5号)」のうち、当委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第13号について総務委員長に対し質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に福祉委員長に対し質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号を各委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって「議案第13号29年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第5号)」は各委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第16号について総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(北澤禎二郎君)登壇]

○総務委員長(北澤禎二郎君) 「議案第16号平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第2号)」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第16号について総務委員長に対し質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって「議案第16号平成29年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第2号)」は総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に議案第14号、議案第15号及び議案第17号について福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長

[福祉委員長(横澤かつ子君)登壇]

○福祉委員長(横澤かつ子君) 当委員会に付託されました議案第14号、議案第15号及び議案第17号について順次報告いたします。

はじめに、「議案第14号平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補

正予算（第4号）」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、介護補助員賃金の休日出勤分は、どのように計算しているのかとの質疑があり、行政側より、今回は3月までの休日3日間に通所業務を行うための賃金で、職員の勤務形態により超過勤務扱いと日勤扱いのどちらかで計算されるとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

次に「議案第15号平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に「議案第17号平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、現在の鹿島荘入所者の状況はどうかとの質疑があり、行政側より、昨年死亡退所が相次ぎ、現在は50床満床であるが、減額補正となったとの説明がありました。

別の委員から、待機者はいるのかとの質疑があり、行政側からは、現在は待機者がいないため、市町村担当者と連携して待機者の掘り起しを図っていくとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

福祉委員長に対し質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

はじめに、議案第14号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって「議案第14号平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）」は福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって「議案第15号平成29年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」は福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求

めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって「議案第17号平成29年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第4号)」は福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について各委員長の報告を求めます。

はじめに総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(北澤禎二郎君)登壇]

○総務委員長(北澤禎二郎君) 「議案第18号平成30年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に付託されました部分について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、消防費の委託料のうち保守点検業務は毎年行う必要があるかとの質疑がありました。

行政側からは、毎年発生する必要経費であるとの答弁がありました。

また、消防費の嘱託職員の担当業務の内容等について質疑がありました。

行政側からは、消防法に違反する建築物の公表などの新しい事務に対応するため、消防職員としてではなく一般職員として配置するものだが、専門的な知識を有する者を充てることを考えているとの答弁がありました。

委員からは、真に必要な業務であれば正職員化について検討すべきとの意見がありました。

また、議会費に関連し、定例会ごとに一般質問の機会を設けられるような検討をすべきとの発言がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) 次に、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(横澤かつ子君)登壇]

○福祉委員長(横澤かつ子君) 「議案第18号平成30年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に付託された部分につきまして審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、入所判定委員会の経費の財源は、市町村負担金のどれなのかとの質疑があり、行政側より、広域経常費に含まれているとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(勝野富男君) 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第18号について、まず総務委員長に対し、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、福祉委員長に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。賛成ですか。反対ですか。(反対。)

〔４番（大和幸久君）登壇〕

○４番（大和幸久君） 議案第１８号平成３０年度北アルプス広域連合一般会計予算に、反対の討論を行います。

本一般会計予算に反対する主な理由の一つは、２９年度事業で虹の家の運営にあたっておきた問題についての職員の管理監督、是正等の対応体制について今年度の事業執行計画のなかで、どのように改善されたのかが明確でないことであります。この問題の対応については、本会議の答弁で該当職員に対しては、職員懲戒委員会で訓告の処分が出されたことが明らかになりましたが、この職員を管理監督する立場を有する連合長以下の責任の所在をはじめとする点については、なんの報告、説明がなされておりません。事例をあげれば小谷村における臨時職員の不祥事では、小谷村長の減給を含む処分の事例、池田町の公民館使用取消し問題では、町長、副町長、教育長の給料減額を含む処分と許可取消し処分撤回と謝罪が実行されている事例は、自治体の最高責任者として管理監督責任についての治権者である住民に対して責任を取り、はじめをつける行為として評価できるものであり、自治体を任せている住民に対しても納得ができるものでないでしょうか。事実関係の確認と確定、問題点の解明、改善方策の確定と実行方針の確立、責任の所在と量刑の明確化、責任に応じた関係者の処分、被害を受けた対象者への謝罪や損害賠償などについて市町村民に検討の経過を公表、説明し今後の諫めにするということは、当然実行されなければなりません。広域連合という自治体組織の管理統制を預かるという立場から粛々と実行できる体制の速やかな確立が本年度事業の執行のなかで求められていることを指摘しておきたいと思えます。

２点目の課題については、本年度予算のなかで嘱託職員の採用が多くなっている点です。ごみ処理施設事業に１名、同じく同リサイクル施設に１名、広域消防に２名などですが、この対象職員について広域消防では、相当な知識などを有する退職した消防長、次長クラスが対象となるという説明がありました。新たに仕事量が増加して人材が必要であるならば、正職員を配置していくことが、本筋であり今後の自治体運営を担っていく職員を養成していく観点からも望ましいものであり重視されなければならないと思われまます。それにも関わらず関係自治体の退職した部長などを採用することは、特定の部長クラスの幹部職員の天下り先のポスト確保になるのではないかという懸念が生じるとともに、その選任が連合長によるものになると、現職の職員による有利な退職後のポストをあてにした付度が働き公正な行政運営に支障をきたしてしまうという懸念も生じてきます。また現場においては、先輩職員の配置が現役の管理職職員の付度や遠慮に繋がり、円滑な職務の遂行に障害になるなど、問題が生ずる可能性もあります。本年度の事業執行のなかで、その功罪をよく見極めて、圏域住民にとって最も合理的である上に、公正な人材確保を見出すことを強く求めるものであります。

以上、平成３０年度一般会計予算議案に対する問題点と思われる点について述べましたが、行政当局におかれては、必要な対応策を速やかに講じられるよう求めて反対討論といたします。

○議長（勝野富男君） 他にございませんか。佐藤浩樹議員。賛成ですか反対ですか。（賛成。）

〔3番（佐藤浩樹君）登壇〕

○3番（佐藤浩樹君） 議案第18号平成30年度一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

平成30年度の一般会計予算には、地域住民の暮らしに直結する重要な予算が計上されております。

特に、8月から始まる北部3市村のごみ処理広域化に関しましては、ごみ処理広域化推進費ではエコパーク建設工事の竣工に向けた経費が、廃棄物処理費ではエコパークの運転管理に関する経費が、また、リサイクル推進費では資源物の運搬や処理に関する経費が計上されております。

広域連合は、ごみ処理広域化について平成10年8月に「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」を策定し、平成11年2月に「大北地域ごみ処理広域化計画推進協議会」を発足して検討を進めてまいりました。以降、ごみ処理施設の建設位置に関し紆余曲折を経て、ようやく大町市平原汲地区の選定に至った経緯がございます。エコパーク建設工事の竣工は、まさに地域住民の悲願であります。

30年度からは、この施設において適正なごみ処理が進められるよう、必要な予算が措置されなければなりません。

他にも、総務費では大北福社会館の管理に関する経費、衛生費では葬祭場の運営に係る経費、保健衛生費では当番医や病院群輪番制事業に関する経費、消防費、土木費など、いずれも地域住民にとって必要不可欠なものばかりであります。この予算を可決のうえ事業推進を図ることこそが住民福祉につながるものと確信いたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。皆様のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（勝野富男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって討論を終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

議案第18号を各委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（勝野富男君） 起立多数であります。

よって、議案第18号「平成30年度北アルプス広域連合一般会計予算」は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号及び議案第22号について総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（北澤禎二郎君）登壇〕

○総務委員長（北澤禎二郎君） 当委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順

次報告いたします。

はじめに、「議案第19号平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、「議案第22号平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

総務委員長に対し質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず議案第19号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第19号平成30年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」は総務委員長報告のとおり、可決されました。

続きまして、議案第22号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって「議案第22号平成30年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」は総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第20号、議案第21号及び議案第23号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（横澤かつ子君）登壇〕

○福祉委員長（横澤かつ子君） 当委員会に付託されました議案第20号、議案第21号及び議案第23号について順次報告いたします。

はじめに、「議案第20号平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、給料、賃金、委託料の3種類の雇用形態はどうなっているのかとの質疑

があり、行政側より、給料は広域連合職員で大町市に派遣、賃金は虹の家が雇用した臨時職員、委託料は大町病院からの医療関係者で、この3者の職員により虹の家の業務を運営しているとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして「議案第21号平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、介護予防事業費の減額の理由は何かとの質疑があり、行政側より、65歳以上の軽度認定者が減っているためとの説明がありました。

別の委員から、介護保険の住民説明会の日程はどうなっているのかとの質疑があり、行政側からは、今月の末から3月まで、管内で10か所を予定しているとの説明がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして「議案第23号平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（勝野富男君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

福祉委員長に対してご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。議案第何号でしょう。（議案第20号です。）反対ですか、賛成ですか。（反対。）

〔4番（大和幸久君）登壇〕

○4番（大和幸久君） 議案第20号平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

なお、議案第14号平成29年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第4号）についても反対をしましたが、本20号議案とほぼ同様の趣旨で反対であることを予め表明いたします。

29年度事業における不祥事によって、虹の家の運営については多くの不の遺産を背負いながら本年度事業を遂行していかなくてはならなくなっております。徹底した問題点の事実確認、問題発生の原因究明の上に立った改善策が求められていたわけですが、この作業が遅々として進まないなかで30年度の事業執行においても、その建て直し策が不明確のままとなっていることは、極めて残念なことであり、この点が反対の主な理由であります。本年度事業での建て直し策で最も大切なことは、利用者の立場から見てどのような改善策が求められているのか、利用者本位の視点から関係職員全員が一丸となって改善策に取り組めるかという点が、最も重要な点であると思います。そのためには、現場で日々、利用者に接している職員の声が事業運営に十分反映できるよう、組織の風通しを良好にして正職員、臨時職員の区別なく利用者に対応できる体制を一刻も早く復活させることが重要であると思われまます。当面本年度事業の開始

にあたって、利用者からの要望が多い3時のおやつの復活、かけ流しのお風呂の復活が新たな虹の家の再出発に際して利用者への喜ばしいメッセージになるのではないのでしょうか。速やかな復活を強く要望しておきたいと思います。本年度事業では、業務委託する大町病院からの事務長及び事務職員による事務運営体制に切り替わる方針と説明がありました。業務改善委員会の協議も継続中というなかで、本年度の事業に取り組まなくてはならず、その建て直しには困難が予想されますが、最も重要と思われる一刻も早い利用者との信頼関係を回復させるということを念頭として利用者本位の運営の実現が求められていることを指摘し、反対討論いたします。

○議長（勝野富男君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第20号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、「議案第20号平成30年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」は福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（勝野富男君） 起立多数であります。

よって、「議案第21号平成30年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について、福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（勝野富男君） 起立全員であります。

よって、「議案第23号平成30年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本2月定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 2月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、昨日、本日で2日間にわたり、本会議及び常任委員会を通じ、慎重なご審議

をいただき、ご議決を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

さて、昨夜、韓国ピョンチャンオリンピックのノルディックスキー複合個人ノーマルヒルで、白馬村出身の渡部暁斗選手が見事銀メダルを獲得されました。ふるさとの大きな期待を担い、満を持して登場し、厳しい戦いの末、栄冠に輝いた渡部選手並びに、地元白馬村を始め、声援を送り続けた多くの皆様に心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。

スポーツの感動は地域社会に夢を与え、住民の皆さんの心に地域への愛着と誇りを育みます。オリンピックでの渡部選手の活躍が、大北地域全体の活力再生の契機となることを期待いたします。

本定例会におきましては、第7期介護保険事業計画及び保険料をご決定いただきました。今月下旬からは市町村ごとに説明会を開催いたしますほか、広報により事業計画の周知を図り、多くの皆様のご理解のもと、これからも生涯を通じて心豊かに安心して暮らすことができる圏域を目指し、構成5市町村とともに高齢者を地域で支える体制の整備に、いっそう力を尽くしてまいります。

また、一般廃棄物処理施設北アルプスエコパークの整備につきましては、工事の一部に若干の遅れはありますものの、ほぼ工程どおりの出来高となっております。来月、いよいよ試運転が始まりますが、安全管理にじゅうぶん配意しますとともに、建設工事も終盤に差し掛かってまいりますため、8月の本稼働に向けいっそうの促進を図ってまいります。

広域連合におきましては、今後も広域的な課題の解決に向け、引き続き市町村間の調整役としての役割を十分に果たしますとともに、連携自立圏としての広域連携事業につきまして、適切な評価・検証を踏まえ、今後のさらなる展開に向けて構成市町村と協議を進めてまいります。

各市町村では、間もなく市町村議会3月定例会が始まり、議員各位におかれましては、お忙しい日々が続くことと存じますが、どうぞご自愛いただき、いっそうのご尽力いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（勝野富男君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成30年北アルプス広域連合議会2月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時00分

平成30年2月15日

議会議長

8番

9番